

令和4年第4回龍郷町議会定例会

第 1 日

令和 4 年 1 2 月 6 日

令和4年第4回龍郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜）

午前10時00分開会

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 一般質問

1. 田 畑 浩 議員 P 3－ P 15
2. 徳 永 義 郎 議員 P 15－ P 36
3. 隈 元 巳 子 議員 P 37－ P 44
4. 長谷場 洋一郎 議員 P 44－ P 70
5. 圓 山 和 昭 議員 P 71－ P 80

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	高 橋 研太郎 君	2 番	長谷場 洋一郎 君
3 番	久 保 誠 君	4 番	前 田 豊 成 君
5 番	隈 元 巳 子 君	6 番	圓 山 和 昭 君
7 番	伊集院 巖 君	8 番	徳 永 義 郎 君
9 番	田 畑 浩 君	10 番	平 岡 馨 君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川 畑 進 弥 君 書 記 菊 田 みゆき 君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	竹 田 泰 典 君	町民税務課長	大 吉 正 一 郎 君

副町長	則 敏 光 君	建設課長	井 一 馬 君
会計管理者	豊 山 さゆり 君	農林水産課長	迫 地 政 明 君
教育長	碓 山 和 宏 君	生活環境課長	藤 原 聡 君
総務課長	岡 江 敏 幸 君	土地対策課長	竹 山 智 幸 君
企画観光課長	勝 元 隆 君	教育委員会 事務局長	里 園 一 樹 君
保健福祉課長	満 永 たまよ 君	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	嘉 尚 文 君
子ども子育て 応援課長	加 藤 寛 之 君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年第4回龍郷町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前田豊成君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、田畑浩君及び平岡馨君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前田豊成君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より12月8日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの3日間に決定いたしました。

△ 日程第3 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第3、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

最初に、田畑浩君の一般質問を行ないます。

○9番（田畑 浩君）

町民の皆様、おはようございます。

今年も残り少なくなりました。

寒暖の差がはげしい日々が続いていますので、体調にはどうぞお気をつけください。

それでは、通告書に基づいて質問に入ります。

まず、観光振興について質問します。

一つ目に、龍郷町の観光スポットとして人気のある今井崎灯台への道路が未舗装のため、車の脱輪などのトラブルが発生したりしていますが、道路の整備はできないか質問します。

二つ目、龍郷町内には観光名所がたくさんありますが、看板等が少ないと思います。

詳しい情報等を載せた看板等が必要だと思いますが、設置することはできないか質問します。

次に、集落内の道路整備について質問します。

一つ目に、手広集落の一部で道路と側溝の間に段差があり、集落の住民が歩行中に前から来た車などを避けるため側溝に落ちそうになったことがありました。

子どもたちの通学路でもあり、またレンタカーも増え、交通量が増えて非常に危険な状況です。

早期の改修はできないか質問します。

二つ目に、赤尾木集落では、バス停に高校生など学生や地域住民や観光客が、暑い日や雨の日も立ちっぱなしで待っている姿をよく目にしますが、雨除けやベンチ等が備えられているバス停の設置状況はどうなっているか質問します。

次に、ソテツのカイガラムシ対策について質問します。

一つ目の、今年に入ってソテツのカイガラムシ集団枯れが発生しており、報道では、久場田間の道路沿いを中心に被害が多いとされていますが、現在の被害状況についてどうなっているか質問します。

二つ目に、今後の対策はどうなっているかを質問します。

以上の点について答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

田畑議員から、3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の観光振興について。

1点目の今井崎灯台への道路整備はできないかについてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の路線は、延長1,722メートルの町道安木屋場今井崎線でございます。

路線沿いには今井大権現があり、終点には今井崎灯台と風光明媚な観光地と認識をしているところでございます。

平成27年には、自衛隊による一部補修を行なったところでございますが、砂利道であるため豪雨等により幾度か路線補修を行なっているのが現状でございます。

道路の整備についてのご質問でございますが、計画として、令和6年度から起債に

よる整備を行なう予定としていますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、2点目の各観光名所に看板等の設置はできないかについてのご質問にお答えを申し上げます。

観光名所の看板設置につきましては、以前にも議員からご質問を受けておるところでございます。

その際に、観光名所における看板設置を検討してまいりますと答弁いたしているところでございます。

世界自然遺産登録と新型コロナウイルス感染症による行動規制が緩和される中、今後は観光客の増加が大いに期待されているところでございます。

看板は観光振興には欠かせないツールであると考えており、設置に向けて財源の調達や設置位置の選定、用地の確保など調査検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2項目の集落内道路整備等について。

1点目の手広集落の一部で道路と側溝の間に段差があるが、改修はできないかについてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の路線は、町道根原加世間線でございます。

現地を確認しましたところ、路肩部分の舗装が壊れているため歩行者にとっては危険な状態でしたので、早急に措置を講じたいと考えていますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目のバス停の設置状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

バス停の設置状況につきましては、昭和63年建設の役場前のバス待合所を皮切りに、これまでに9カ所を整備いたしております。

昨年度からは、屋根付きベンチ型のタイプを整備しており、今年度も同様のバス停を3カ所整備する予定でございます。

来年度以降も主要なバス停や各集落からの要望を踏まえ、年次的に整備を進めてまいりますと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3項目のソテツのカイガラムシ対策について。

1点目の現在の被害状況について、2点目の今後の対策についてのご質問に併せてお答えいたします。

地元機関紙等でも報道されていますが、ソテツカイガラムシの被害状況については、11月14日から16日にかけて県森林技術総合センターによる実態調査が行なわれ、奄美市市街地及び沿岸部を中心に龍郷町役場までの国道58号線及び県道名瀬龍郷線沿いの樹木約570株の被害が確認されております。

うち龍郷町の被害はまだ一部にとどまっていますが、今後未調査となっている個人

所有の樹木や山林等にも被害が拡大する恐れがあり、予断を許さない状況となっております。

今後の対策につきましては、既に公共施設等で植栽されている被害樹の確認と防除の依頼を行っており、また、町民へソテツのカイガラムシ被害について、防除や処分方法を掲載したチラシを全戸配布して、被害の拡大防止に努めているところでございます。

さらに、今後の発注状況を注視しながら、関係機関や近隣市町村とも連携した広域的な防除体制による効果的な被害拡大の防止策について、検討してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○9番（田畑 浩君）

それでは、再質問ということで、観光振興のほうからやっていきたいと思いますが、今井崎灯台への観光客がどれだけ向こうの道路を利用しているか、年間でもいいし、1日そういう調査をされたことはありますか。

○建設課長（井 一馬君）

大々的な調査というのはしておりません。

年間どれぐらいですかね、1日当たり4、5台かなと推測をしているところです。

○9番（田畑 浩君）

1日4、5台にしても道路の陥没がひどくて、時期によっては大変な状態になっているというのは、役場のほうでは把握しているのでしょうか。

○建設課長（井 一馬君）

先ほど答弁にもありましたとおり、豪雨時には見守りをして、点検をして必要があれば幾度か作業をしているところでございます。

○9番（田畑 浩君）

これまでに幾度か補修工事もやっているみたいですけど、年間に何回ぐらいの補修をしているのでしょうかね。

○建設課長（井 一馬君）

その年々によりますが、大体台風時、台風が過ぎたあと点検して悪いとき、雨が降ったあとに点検するというのが通常の点検になっております。

○9番（田畑 浩君）

いつまでもそういうイタチごっこみたいなことをやらずに、早く舗装すると済むと思うんですね。

そして、この場所はアマミヤマシギとか、あと時期がくるとクジラが上から見られたりして、龍郷の代表的な観光スポットの一つとなります。

早く整備をしてください。

そして看板もそっちにたくさん設置をすることで、龍郷町の魅力ある観光スポットの一つの流れができると思うんですよね。

下には安木屋場にソテツの群生地帯もありますし、そこに通じる道なので急いでやってください。

次に、看板等のことで再質問します。

ハートロックの場所、今、ハートロック、ハートの形をした場所が何カ所あるか調査したことがありますか。

あの海岸域には複数あるんですよ、調査したことがありますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

現在のハートロック来ている所は存じあげていますが、ほかの所というのは調査は今してはおりません。

○9番（田畑 浩君）

今、ネット上でもそのハートロック、あそこの海岸、あそこにはあと2カ所以上あるんです。

ハートの形をした場所が。

そういうのもきれいに確認していかないと、ただ1個だけのハートロックの看板だけじゃないんですよね。

また一つ、龍郷町のシンボリックないいねポーズ、これをよくやりますよね。

これと同じ形をした岩もあるんです。

水溜まりもあるんです。

これネット上で出ているみたいですけど、ご存じだったですか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

私のほうではちょっと把握しておりませんでしたけれども、議員おっしゃるように、またそういった新たなスポットがあれば、議員の情報、あと、先ほど言いましたけどSNS等の情報を確認いたしまして、至急調査したいと思います。

○9番（田畑 浩君）

今、ハートロックの近くの海岸線だけでそれだけ数があるんですよね。

全くハートの形をしたのがほかにも二つ以上、そして、龍郷町でよくいろんな記念撮影するときに皆さんがするいいねポーズ、これと同じ形をした岩と水溜まりがあります。

そういったのも看板の中に、ハートロックの近くに出す案内板に、こういうのが何カ所ありますよとか、こういう形をした岩がありますよとか、そういうのを載せるだけでも、そこだけで、ただハートロックに行つて1時間で帰ってくるより、そこ何カ

所か見て探して回る、そこだけで半日過ごせるかもしれません。

そういった龍郷の魅力ある場所を次々探し出していないと、せっかくあるのにもったいないような気がしますので、ぜひ調査してください。

ドローンで撮影するのもいいんじゃないですか、やってみてください。

それと、ほかの地域で看板、観光資源の看板、そういったのが、そういったところをほかの市町村の調査をされたことがあるでしょうか。

私が知る限り、龍郷町以外はほとんど各場所場所にベンチがあったり、その場所から見える風景の地図を示したりしているところがたくさんあります。

残念ながら龍郷町だけそれがまだありません。

前回は質問しましたが、どこか瀬戸内とか大和村、宇検村、調査に入ったことがあるでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

他の市町村の観光案内看板というのは、個人的な担当レベルでは見たりもしてはいらなすけれども、町独自で大々的にというのはやっございませぬ。

町自体でそういった名所に看板設置というのは特にやっございませぬ。

あと観察の森は今度整備しましたので、もちろん観察の森にはきちんとした案内はしているんですけれども、令和3年、4年度に大島支庁のほうが事業主体になっております、これにぎわい回廊整備事業というのは県の100%の事業なんですけれども、この事業で、町内で今、6カ所、令和3年度、4年度で整備をしております。

主なものとして、西郷南州流謫跡とか、愛加那の泉、あとハートロックのほうもしております。

この事業は、北大島と奄美市笠利、大和村あたりもやっございませぬ、この看板等をもう一回精査して、新たに付けられるかどうかというのは、今後また検討していきなすと思ひます。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

ハートロックのところの看板というのは、あの駐車場にあるやつですよ。

あれは、あそこに車を止めない限り見ることはないです。

それと、ちょっと説明が全体を含んだ説明なので、その場所の特定した看板じゃありませんよ。

そういうのもやっぱりハートロックだったらハートロック、その場所のさっき言ったほかにもあるので、そういったそこだけを映した看板とかも大事じゃないかと思ひなすよ。

それと龍郷町で、じゃあそういう場所で、観光地で行ったときに観光客の皆さんは

ほとんど写真を撮ると思うんです。

その写真を撮る台とか、瀬戸内町のハートが見える丘とか、いろんなところで写真を撮るための台が設置されているんですよ。

台といっても簡単なものなんだけど、そういったのが龍郷町にどこかありますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今そういったフォトスポットというんですかね、そういった類のものだと思うんですけども、特にございません。

観察の森にはちょっとした台を作って、全景が見えるような形で台は設置しているんですけども、ほかの所については特にございません。

ただ、今後、議員もご存じの加世間峠が一番景観というか、景勝がよいものですから、その整備を今年度一応基本構想を今、考えておりますので、あそこに展望台なり造った際には、議員ご提案のフォトスポットみたいなものを設置していきたいと考えております。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

加世間の上は観光客が来たら必ず写真を撮っています。

両方海が見える丘、その写真は皆さん、記念になるし、2人で来たら、カップルで来たら2人一緒に入れるようにそういう台があると、記念撮影できて、龍郷のことをその写真を見るたびに思い出すと思いますので、ぜひそういうのを考えてください。

それと加世間の上なんですけど、そこでもう一つ看板、今はまだ看板できていないんですよ、下のほうではね、あそこでつい最近観光客がレンタカーで、レンタカーが浦のほうの道に3台入ってきました。

そのとき森林組合の作業をされている方々いて、脱輪した車をみんなで持ち上げて帰すことができましたけど、その日だけで3台そこに入ってきたそうです。

向こうにはやっぱりレンタカーでは通れない道とか、そういった看板も設置しないと、間違っって入っていくという事案が結構あるので、そこはどうでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

先ほどちょっと話が前後しましたけれども、加世間峠につきましては、先月ですかね、プロポーザル方式で基本構想の業務委託を外注しております。

今後、近く整備検討委員会も立ち上げる予定でございまして、その際にはぜひご意見をお聞かせ願いたいと考えております。

あと、今そういった浦赤尾木線への道なんですけど、確かに向こうがわかりづらいというか、レンタカーで観光客の皆さんが間違っって入るといったようなことが以前あったとお聞きしております。

建設課のほうで簡易的な看板は今、設置しているんですけども、赤尾木川の工事が竣工するまでは、常に状況を注視いたしまして、建設課とも情報を共有しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

本茶峠から安木屋場に行く道、あそこの中にも結構枝道が本茶峠から町民の森まで、その間にも結構そういう昔、森林伐採とかで使ったような道があつて、まだ事例はあがっていないかもしれませんが、今後観光客が増えてきた場合は、そういったところにもレンタカーが入り込む可能性があると思うんですよ。

なので、やっぱりそういったところは、レンタカーで入ってしまうとだめなところは、そういうのがわかるようなものは、今後どんどん設置していかないと危ないんじゃないかなあと思いますけど、どうでしょう。

○企画観光課長（勝元 隆君）

おっしゃるとおり観光客の皆様は全てナビでちょっと走るものですから、そういった事例が見受けられると思います。

早急に建設課のほうと一緒にそのあたりを調査したいと思います。

○9番（田畑 浩君）

これは今言ったのは、冬狩りをされている方からその情報は入ったんですよ。

レンタカーが入ってきて大丈夫かなあ、もうここから先は行けませんよということUターンさせたりとかした事例があつたので、今、付け加えて出していますのでよろしくをお願いします。

次に、龍郷町ではハートロックのように、ハートロックも最初観光客がみつけて出して、投稿して、それで有名になりましたけど、そういったちょっと見る方向を変えたりとかすると、結構おもしろいところが、観光名所になり得る場所がたくさんまだほかにもあると思うんですよ。

そういったのを町で募集をかけたりにして、新たな観光地を探すのにもやったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

龍郷町みたいに両方海、東シナ海、太平洋に囲まれて、また内湾があつて、自然がまだ集落ごとに文化や自然がいっぱい残っています。

もしかしたら、もっとハートロックと違う何かが見つかるかもしれませんが、そういう募集をかけたりにとか、なんかそういうのはやってはもらえないんでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今、観光ガイドブックのほうに最新の情報としましては、掲載で69カ所ほど載せてはいるんですけども、その新たな観光スポットという面においては、先ほどもちょ

つとお話ししましたけれども集落や各個人の情報、あと、現在であれば先ほど言いましたけれども、SNSからの情報などからいただいたら、その都度調査するというような形をとっているんですけれども、議員がおっしゃるように、募集をかけるというんだったら、そのかけ方はホームページでやるのか、広報誌とかに載せるのかというのは、ちょっと今後検討をさせて、対応ができればなあと考えております。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

ぜひそういう調査をやって、役場の皆さんの見る目からと、また地域の子どもたちが見る目から、そして地域の皆さんが見る目、それぞれ違う視線で見るとも大事じゃないかなと思うんです。

ぜひ今後そういうのをどんどん集めてください。

次に、集落内の道路整備について。

ほかにもこういった危険な場所がないか調査したことはありますか。

○建設課長（井 一馬君）

調査ということでございますが、現在、舗装補修をしております。

舗装補修に関しては、路面調査ということで進めておりますが、路肩とか細かいところは通報に頼っているというような形になっております。

○9番（田畑 浩君）

課長、手広集落は地元ですよ。

これはつい最近こうなったわけじゃないので、やっぱりもうちょっと皆さん、見てまわる必要があるのかなあと思います。

それと、喜瀬集落、笠利町の、道路の横にずっとポールを立てていますよね。

やっぱりあれも歩行者の安全を考えて立てていると思うんですよ。

手広はもっと道路幅広いですよね、向こうとすると、ポールを立てても歩行者を守る、ガードレールはちょっと違うかなあと思うんですけど、ポールを立てたりして、カーブとかそういったところでの子どもたち、お年寄り、年配の人を守る、そういったのも必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○建設課長（井 一馬君）

本年度通学路点検というものがございました。

危険な場所ということで、各集落から集めたところですが、今、田畑議員からご質問のあった根原加世間線、昔の旧待合所、そこの交差点が大変危険だということで、今、発注しておりますが、ガードレール設置、緑の線という要望がありますが、そこは今、検討中なんですけど、ガードレール設置をして歩行者を守るというような形を今、整備を進めているところです。

全体的にポールということですが、実際の話、側溝に蓋がない、そこが一番今どうしようかと考えているところでございます。

蓋を付いたあかつきには、ガードレールじゃないですが、ポールとかしたら、歩行者の幅がとれると考えていますので、そこは早めに検討、今後の計画に盛り込んでいきたいと考えております。

○9番（田畑 浩君）

今、課長からも出ましたけど、側溝に蓋がされていない、手広全体蓋されていませんよね。

ほかの集落でそういった場所がほかにもありますか。

赤尾木集落では蓋のされていないところは全然ありません。

○建設課長（井 一馬君）

昭和50年代に大規模に改良した長い路線では蓋がないところもしばしばあります。

ほとんど集落内というのは、歩行者、幅員も狭いもんですから、ほとんど蓋板があるという状況でございます。

○9番（田畑 浩君）

手広集落になりますと集落内をレンタカーが走るというのは、ほかの地区ではそんなにないと思うんですよ、集落の中をです。

だけど手広集落はすごい台数走っています。

そして、子どもたちもお年寄りもそこを歩いて散歩したり、通学に利用したりしているんで、あそこは早急な側溝に蓋をすることで、歩くのにもものすごく有利になると思うんですよ。

子どもたちの安全も守れると思うんですよ。

そういった意味からも、これは急がないといけないんじゃないかなと思います。

ぜひ検討してください。

次に入りますね。

バス停、町内のバス停の数ほどのぐらいありますか。

把握されていますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今、正式な数というのは現在ちょっと資料等を持ち合わせておりませんが、相当数あると認識はいたしております。

○9番（田畑 浩君）

この答弁書によりますと、昭和63年から建設が始まっていて、つい最近、担当のほうから一部のバス停が老朽化して、取り壊さなければいけないどうのこうのという話が聞こえたんですけど、老朽化するほど年数は経っていますよね、これ、30年余りま

すよね、昭和63年からですと。

でも、赤尾木集落はまだ手も付けていないところがありますよね。

赤尾木集落の場合は国道沿いで、しかも子どもたちもそうですけど観光客が多いんですよ。

観光客がバスを待っている姿をよく見ます。

なぜ一度もやっていないところが手を付けずに、今までやったところが老朽化したからそこを取り壊すとか、そういった話が出てくるんでしょうか。

ちょっとおかしいと思いません。

課長。

○企画観光課長（勝元 隆君）

バス停につきましては、先ほど言いましたように、昨年度から屋根付きのベンチ型のタイプを整備しておりまして、今年度につきましては、6月議会に伊集院議員からちょっと質問があったんですけれども、主に頻度の高い場所の設置、あとは各集落からの要望等で設置しますという形で対応したいと思っていたんですけれども、今言った老朽化したバス停というのが、久場のバス停でございまして、あそこは有志の皆様で昔建てたバス停でございまして。

6月ぐらいにちょっと老朽化がはげしくて、中が爆裂して使えないというご相談を受けております。

今年は2カ所の予定だったんですけれども、それを受けまして、それであれば今年には要望がありましたので、来年度の事業の前倒しという形で、一応赤尾木を1カ所、久場を1カ所という形で対応させていただきたいと考えております。

この予算につきましては、この定例会で一般会計の補正予算のほうに計上させていただいております。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

どうしても頻度とかそういうのを、利用度とか考えた場合は、赤尾木の観光客の皆さんが不自由な思いをしているので、できるだけ早くやってください。

ほかにもまだできていないところありますよね、そんな大きなものじゃなくて、このごろ赤尾木で造ったベンチと屋根を付けて、奄美市の市内ですずっと造られているようなああいうのでいいと思うんですよ。

これを急いであることが大事なのでぜひやってください。

次に、ソテツのカイガラムシの対策について。

現在の被害状況について、校区別の被害状況はどうなっているか、お願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

現在こちらのほうで被害樹の報告を受けている箇所につきましては、まずは中勝のほうから始まりまして大勝、浦の役場までの国道沿線、それから瀬留、久場、龍郷、安木屋場、円までの県道沿いに植栽されている樹木となっております。

その後、今、チラシ等も配布して、発見した場合には農林水産課のほうへ報告をということでございますが、今のところそういった報告は入っておりません。

県道沿い、国道沿いが主に被害樹が確認されているということでございます。

○9番（田畑 浩君）

カイガラムシというのはすごい数の種類、例えばスモモの木にも付きますし、いろんなほかのミカンとか野菜にもカイガラムシは付きますけど、カイガラムシのその種類は特定はされているんでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

カイガラムシの種類ということでございますが、現在、県のほうで種類の特定を行なっているところでございます。

今回爆発的に増殖しているのは、もともと奄美に相当数いる在来種とは別に外来種の可能性が非常に高いと言われております。

もしその外来種ということであれば、奄美の動植物の生態系に多大な影響を及ぼす恐れがあるということが見込まれた場合に、県のほうでも被害防止に関する法令に基づいて、駆除対策を行なっていくということのようでございます。

○9番（田畑 浩君）

外来種の奄美大島はつい最近までマツクイムシ、その前はタニシとか、いろいろヤスデとかありました。

できるだけ早く対応してもらわないといけないなと思うんですが、今後の対策、予防策はどのように考えていますか、もう一度お願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

対策、予防策ということでございますが、今現在、種類を特定しておりまして、この特定ができない状況では、今、農薬での予防というのは大変難しいというお話です。

現在考えられる効果の高い予防策としましては、今のこの冬場の時期に健全な葉と茎の部分を切除して、カイガラムシが付着しないようにしておく、こういった未然に防止できる方法があるということでございますので、このような周知も図っていきたいと考えています。

○9番（田畑 浩君）

冬場にかけて葉を落としておくというのが一番今できる作業対策ですね。

そしたら、龍郷町にとって安木屋場のソテツ群集地帯、あそこは大事な財産です。

あそこも近くでそういう発生しているのであれば、急いでやらなければいけないと

思うんですが、何か方法とかそういうのは考えているんでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

安木屋場のほうでのソテツの群生地、非常に心配される場所なんですけれども、今のところ被害の報告は入っておりません。

国道沿線の被害樹のみとなっておりますが、これについては区長さん、地域の方々にもお願いしているところなんです。点検をこまめに行なっていただいて、入った場合には早めに防除すると、というような対策、それから、これは龍郷町だけの問題ではなくて、奄美市、あるいはほかの市町村にもかかっていますので、こういったところも考えながら、関係市町村や近隣市町村、関係機関とも連携して、広域的な防除の体制ができればということで、また説明会等、いろいろな会議等も予定されておりますので、そういったところで検討してまいりたいと思っております。

○9番（田畑 浩君）

ソテツは奄美にとって昔から貴重な食料でもあり、また龍郷町にとっては安木屋場のソテツ群集地帯はかけがえのない財産です。

後世まで残していかなければ行けないものだと思います。

コロナ同様ソテツのカイガラムシ被害も、一日も早く収まりますよう願って、私の質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

田畑浩君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

10時55分より再開します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、徳永義郎君の一般質問を行ないます。

○8番（徳永義郎君）

町民の皆様、おはようございます。

令和4年も残り少なく、師走の足音が聞こえる季節となりました。

新型コロナウイルス感染症や、この冬はインフルエンザとの同時流行も心配されますので、十分留意されますようお願いいたします。

寒暖の差も大きく、体調管理も難しいと思いますが、早めの対応をお願いいたします。

先ほどもありましたが、本町出身の大野稼頭央投手がソフトバンクへ入団の発表が

あり、私も一野球ファンとしてとてもうれしいかぎりです。

また12月4日、日曜日に本町で開催された大島地区駅伝大会で、女子チームが優勝、男子チームも健闘されましたことにお慶びを申し上げまして、先に通告いたしました一般質問へ移らせていただきます。

1 番に農産物の自給率向上と地産地消への取り組み及び食の安全について。

1、現在の農産物の生産量や自給率はどのようになっているのか。

2 番目に地産地消への取り組みの状況はどのようになっているのか。

3 番目に堆肥等を利用した有機農法への取り組みについてお伺いいたします。

2 番目に、これは毎年度質問しておりますが、給食の無償化への取り組みについて、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

また、子育て支援にも大きな力になるのではないかと思いますので、「やります」という意見をぜひ今日、本会議で聞きたいと思います。

福祉行政について。

1 番目、買い物困窮者への対応はどのようになっているのか。

4 番目に町営住宅の施策について。

単身用住宅の建設のお考えはどのようになっているのか。

以上、4点について質問をいたします。

○町長（竹田泰典君）

徳永議員から、4項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1 項目の農産物の自給率向上と地産地消への取り組み及び食の安全について。

1 点目の現在の農産物の生産量や自給率はどのような状況なのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

農産物の生産量につきましては「令和3年度奄美群島の概況」の資料における「令和元年度市町村別農業生産実績」によりますと、水稻が3トン、さとうきびが1,222トン、野菜が135トン、果樹が134トン、畜産が446頭となっております。

また、農産物の自給率については、県及び各市町村ごとの数値は算出が難しく示されてございませんので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、2点目の地産地消への取り組み状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

大島本島地区における農産物の地産地消を推進するため、関係機関・団体による総合的な推進体制を整備し、地場農産物の生産流通拡大等の施策を実施する目的で、大島地区農産物地産地消推進協議会が設置されてございます。

その取り組みの一環として、本町では、平成29年度には和牛、令和元年度と3年度

にはタンカンを地元の学校給食へ提供してまいっております。

また、町民フェアにおいて町内農林水産物の販売や提供、さらには、島育ち館や大手スーパー等での地域農産物の販売区画の増加といった取り組みも増えており、消費者の地産地消への意識向上の現れと考えているところでございます。

次に、3点目の堆肥等を活用した有機農法への取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町では、将来にわたって持続可能な地域農業を支える生産体制の構築に向けた中核的施設として、畜産の敷料生産施設と牛糞の堆肥化施設の整備を来年度に計画してございます。

堆肥の肥料成分を主体とした土づくりによる施肥体系の重点化を図り、農業者の化学肥料の使用低減に向けた環境保全型農業の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、3項目の福祉行政について。

買い物困窮者への対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町の福祉行政における買い物困窮者への対応としましては、町内の定期運航バス路線において、無料バス事業を実施してございます。

対象者は満70歳以上の高齢者及び満65歳以上で運転免許証を自主返納した者に対し、町内全区間の定期運行バス料金を無料としているところでございます。

また、買い物困窮者の対応としまして、民間事業所の移動スーパー「とくし丸」が町内11カ所の集落で活動展開され、住民の買い物支援となっております。

住民からはとても評判がよく、今後町民の要望を調査し、事業所と調整しながら拡大に向け検討していきたいと考えております。

この事業所とは、龍郷町民間事業所による高齢者等見守りに関する協定書を結び、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の形成のために、連携を図っているところでございます。

次に、4項目の町営住宅の施策について。

単身用住宅の建設のお考えについてのご質問にお答えをいたします。

現在、住宅は、公営住宅・特定公共賃貸住宅・奄振住宅・一般住宅・一般借り上げ住宅の合計80棟256戸ございます。

公営住宅につきましては、公営住宅法によりこれまで、住宅に困窮している低額所得者向け住宅として、原則、同居人がいる世帯を対象に整備を行ってきたところですが、高齢者など単身者に限り入居を可能としてきたところでございます。

ご質問の単身者用住宅の建設とのことですが、民間経営の圧迫や世帯向け住宅のバランス、また、地域性などを見極めながら、総合的に判断していく必要があると考え

ているところでございます。

今後の公営住宅整備として、これまで行なってきた3DKや3LDKなどの一般家庭向けの住宅整備の中に、2DKやワンルームといった单身者も入居可能な整備計画も必要と考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

2項目の「給食費の無償化への取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

給食費の無償化については、徳永議員から度々質問を受けております。

本年度の給食費につきましては、新型コロナウイルス感染症による感染者の休業等により、各世帯の所得減などが考えられるため全額免除としております。

給食無償化に必要な財源は、本年度の予算額として小中学生の給食負担金分、約1,994万円と、町が通年補助をしています米・パン・牛乳代分、約976万円を加えた合計約2,970万円となります。

その他に給食センターの運営費についても、賄い材料費や燃料費など諸経費が増加している状況であります。

子育て支援として他の事業所での補助等継続に努めているところですが、給食費無償化となりますと新たに継続的な財源が必要となることから、難しいと考えているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

自給率のほうは統計がとられていないということで答弁ができませんが、その中で、国の施策の中で、今、37%国のほうは自給率があると話を伺っておりますが、本町は、今、見るかぎりどれぐらいでされているのか。

37%より上なのか、それとも下なのか、おわかりであれば答弁をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

この食料自給率というのは、ご存じのとおり国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標ということで、龍郷町のほうでそういった数値というのは、本来国が使う数字でございまして、そこにはカロリーベース、あるいは生産額ベースという数値がございまして、町のほうでそういったものは出すのは難しいということでお出ししておりません。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

恐らく持っている資料が一緒だろうと思いますが、大島支庁のほうで統計されているのを確認されてそこで発表しているだろうと思います。

私も同じ資料を持っております。

そこでお話をちょっと伺いまして、なかなか出ないということをも聞いております。

ですけど、やっぱりある程度調べることも私は大事ではないかと思えます。

調べることによってこの生産量はいくらになってくるのか、目標を立てること、基礎がないと目標は立てられませんので、ぜひその付近はできる部分でかまいませんので、お願いをしたいと思えます。

ここに今、出ている群島の概要の資料における実績があがっておりますが、私も水稲のほうが面積が3ヘクタールで同じ生産量が3トン、そして160万円、野菜類が22ヘクタールで135トン、2,547万3,000円ですね。

それから果樹類が49ヘクタール、134トン、5,832万5,000円、さとうきびのほうで37ヘクタールで1,222トンの2,807万円と出ているだろうと思えます。

現在さとうきびは、地域公社のほうで設立され、生産向上に努められると思えますが、他の作物については今後どのような対応を捉えていくのか。

また、若い農家への支援、また会社を定年、リタイヤされ新しく就農された前期や後期の高齢者の方への対応もこれから大事になってくるだろうと私は思っておりますが、その付近についてはどのように考えておられるのか、説明をお願いしたいと思えます。

○農林水産課長（迫地政明君）

ほかの品目への取り組みということでございますが、公社のほうでご存じのとおりさとうきびとカボチャを栽培しておりますが、今現在、ほかの品目についても島でできる独自の地場野菜ということで生産を行なっております、そういった調査をしながら、今後公社のほうでも十分栽培が行なえるということで、採算が取れるということとを判断されれば、販売につなげていきたいとは考えております。

それから、担い手のほうへの取り組みでございますけれども、当然公社のほうでも研修生として担い手になり得る方を受け入れております。

こういった方々が研修を終えたあとにそういった方々への支援というのも十分考えておまして、町の従来の単独予算もございますけれども、いろんな補助、新制度がございます。

そういったものを活用しながら、町としても支援、応援をしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

先に言えばよかったんですけども、質問が給食費のところまで重なるかと思いま

すが、その点のご理解をいただきたいと思います。

若手の農家に対してはある程度支援もされているかと思いますが、今、60歳で定年される方も多くなって、その後就農される方も多いただろうと思います。

75歳、80歳ぐらいまでは元気に働いて、これも地域の自給率向上や生産性の向上にもつながっていくだろうと思います。

町長も昔、カボチャも作られていましたが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

今、徳永議員がおっしゃったように、私も何とか新規就農者を増やしたいということで、地域振興公社の中に作業員を15日体制で今、雇って、独立していってもらおうという施策を展開しているところですが、ついこのあいだ議長とも同行して、国のほうに要望を申し上げました。

今、国の支援の中で新規就農に向けた新たな就農を49歳までというくくりがござい
ます。

そういう49歳を延ばしていただけないかと。

50歳になりますと全く該当しないということで、大変苦慮しているところですが、それぞれの市町村では単独でやろうという市町村もあるようですけれども、それで国のところに私、申し上げたところです。

この撤廃とはならないが、もう少し延長できないかということで要望を申し上げました。

そういう状況の中で、大変この就農支援については、新規就農の支援については、国もこれまで相当取り組んできた経緯の中で、効果が余り上がらないという判断のようです。

ですから、ちょっと私どもが考えていたものについては、ちょっと厳しいのかなあということで帰ってきていますけれども、やはり今おっしゃるように、働けるうちは何とか農業でもして働いてほしいと思っていますけれども、今後これはまた議会の皆さんとも町民の皆さんもしっかり議論をして、どのような形があるのか、もう少し議論をしていく必要があるのかと思っています。

ただ国は、この状況は撤廃を、撤廃とまでは言わなかったんですけれども、もうゆくゆくなくすという形のようなので、ちょっと厳しいのかなあということで帰ってきているところでございます。

どうぞこの地域振興公社をきちんと経営をしっかりしながら、新規就農に対応していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

その49歳まで延びたのはわかりますが、その前までは恐らく45歳までが新規就農でできているんじゃないかなと思いますが、今、49歳まで延びて4年ぐらい延びております。

そのあとに、さっきも聞きましたが60歳以上で定年された方、新しく就農されると思いますが、本町としてはその方に、今後どのような対応をされていくのかも私、お聞きしたいと思います。

60歳からだとして75歳まで15年、私は十分大事な農業の基盤も背負っていけるだろうと思いますので、その付近についてはいかがお考えでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

私も職員のとき、傍らで農業を手がけてきたんですけれども、やはり農業で生産を上げて収益を上げるとなると、それなりに努力しないとなかなか厳しいという状況の中、60歳という線がなかなかもんなあと私は思っています。

私も好例作物としてカボチャを推進してきたところですけど、何とかカボチャが順調に伸びてきているのかなあと思っているんですけれども、60歳から新規に就農するとなると、やっぱり4、5年は収益を上げるとなるとかかるのかなあとということであります。

ただ、地域振興公社も立ち上げていますから、いろんな機械類、あるいは薬剤散布とかいろんなものは、そこを借り上げるような仕組みづくりができればと思っています。

もしそういう60歳の方がおれば、またうちの農林水産課でも十分協議をしながら、就農していくということはやぶさかではないと思っています。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

ぜひ大きな範囲でやっていくようにしないと、本町の農業は前進していかないと思いますので、若い農家から高齢の農家まで、しっかり支援できるような体制をぜひつくっていただきたいと思います。

それから、農業をした場合に農林水産物の輸送コスト支援事業が奄振の事業であります。生産量や自給率の向上につながる、今まで私たちはある指定された組合とかを通さないと、輸送費の軽減は受けられないという考えしかありませんでしたが、この前、大島支庁のほうへお話を聞きに行きましたら、個人でも数名で組織を結成しましたら、その輸送コストの上に乗っていくという話がありました。

これはなかなか一般の方も知らないだろうと思います。

これが地域の方にも浸透されていないので、恐らく広報でも私、見たことないと思

いますが、その付近されていない理由はどうだったのか、お聞かせください。

○農林水産課長（迫地政明君）

この輸送コスト支援事業でございますが、これは以前から奄振事業で何とかということで要望があって、今、実施しているところなんです。この要件につきましては、農林業者の組織する団体ということで、まず一つ目が、農地所有適格化法人、いわば農業法人、そういった組織も大丈夫だということで、これは農家3戸以上の方が必要と。

社員とか株主になっていることということと、家計を別にする者を常時3人以上雇用していることということですので、そういった農業法人自体が龍郷町の場合は少ないということもありまして、その後はなかなか浸透していない部分があると思っております。

○8番（徳永義郎君）

やっぱりこのことに対しては、新しい情報は住民の方にも早急に私は知らせる必要があります。

自治体の中だけでわかってはなかなか進みません。

地域あつての自治体ですので、ぜひその件は早急な対応をとられるようお願いをしたいと思います。

次に、地産地消の取り組みについて。

答弁書にも書いてありましたが、本町では平成29年度に和牛、そして令和元年度と3年度にはタンカンが地元の学校給食へ提供されております。

そのあいだ令和2年度は入っておりません。

それから、平成29年度に和牛を提供しておりますが、そのあとの年度は提供されたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

和牛の提供でございますが、これは以前は和牛の共進会というのがございまして、これで前回優勝したというところで、県のほうからそういった助成金がございまして、これの使い道は自由でございましたけれども、本町としましては学校給食に提供するというで行なった経緯がございます。

和牛共進会、今年度も行なわれまして、また見事日本一になりましたので、そういったまた取り組みも出てくると考えております。

○8番（徳永義郎君）

地産地消の取り組みとしては、やっぱり名瀬中央市場も多いただろうと思います。

それから田舎のほうでは個人販売や無人販売、そして個人消費などで本町としては物産展や学校給食、さっきも言いましたが、島育ち館での販売もみられますが、ほか

に地産地消を促す広報活動とか、そういう取り組みは本町はどのようにされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

地産地消の取り組みということでございますが、まず給食センターにおける地元野菜の仕入れ、受け入れということで、地元のタンカン、パッションフルーツ、シブリ、モズク、マコモなどを地元の農家のほうから受けておりまして、それを学校給食に提供しておりまして、子どもたちへのそういった地産地消への取り組みと併せて食育にもつながるということで行なっております。

それから島育ち館のほうでも地場野菜の販売を行なっております。

これには定期的に5、6人の農家からの持ち込みがあるようでございます。

それから、生活研究グループというのがございます。

それらの取り組みとしまして、年3回から4回の地場の特産品を活用した伝承講座の開催、「学ぼう、伝えよう講座」というのが中学校のほうで行なわれております。

令和3年度はコロナ禍ではございましたけれども、調理実習を3回、伝承講座を2回実施して、伝統の食材やシマジウリを継承していく活動を行なっていくところです。

○8番（徳永義郎君）

町長も令和4年度の施政方針の中で、地産地消の整備を図ると書いてありますので、ぜひ、やっぱり地域にある野菜を地域で消費するのが一番私は輸送コストもかからなくて、今の時代に合ってきているのではないかと思いますので、そのへんは進めていただきたいと思います。

それから、さっきも子どもたちの学校でもやっているみたいですが、やっぱり地産地消の一環として、幼児向けの料理教室、キッズキッチンなどを実施して、地場産の野菜などに対して、子どもたちクイズとても喜びますので、クイズなどで理解させて、子どもたちの地場産の食材に対しては理解を深めていただきたいと私は思っております。

そしたら農業の大切さも子どもうちからわかっていくだろうと思います。

また、家に帰ってから友だちや子どもたちに、地場産はこういう良いものがあるんだよという子どもから伝えていくことによって、この広がりが大きくなっていきますが、キッズキッチンとかそういう今からの試みとしては、あるのかないのかぜひお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

子どもたちといいましても幅広いわけではございまして、一応そういった保育園児とかとこういふところまでは行き届くかわかりませんが、本町としまして、来年度の取り組みとしては、農業体験というのも一応地産地消の取り組みということで、

生活研究グループを中心に家庭教育学級を利用して、そういった農業体験を行なうという取り組みを来年度計画をしております。

その中で、できるのであればそういった農業体験を子どもたちに、園児までも含めましてできればいいかなと思っておりますけど、いろいろ制限もございますので、そういった新たな取り組みもどんどん考えているところでございます。

もう一つ申し上げますと、マコモを使ってパウダー状にした製品を今、考えております。

そういったクロボキンというマコモでは阻害される部分について、こういったものを利用できないかという実証活動も行なってまいりたいと思っています。

加えまして、またマコモのレシピ集も今、作成するような計画をしております。

そういった取り組みで、各家庭のほうにそういった地元の野菜の地元食材の様々な活用が期待されるのではないかと考えております。

以上です。

○町長（竹田泰典君）

今、農林水産課長が説明したとおりですけれども、私もこのマコモを利活用した取り組みを女性だけの企業グループが頑張っています。

これについては、やはりきちんとレシピを作りながら、また成分分析も行ないながらということで、次年度にまた向けて取り組みをし、本町における農産物の活用をどんどんやっていくと。

そしてまた、それを子どもたちと一緒に作りながら味わっていくということもまた一つの推進でしょうから、大変このあいだその説明を受けたときには、今まで、以前あったんですけれども、それが滞っているんじゃないかなと兼ねてから思っていたんですが、食生活改善グループ、あるいは生活改善グループという農政部門、それから保健福祉部門の食生活の部門が、常にそこを連携を取りながら、それと学校給食を交えて協議をしていたんですけれども、滞っているんじゃないかなあと思っていましたけれども、そうではなくてちゃんと動いていまして、このあいだ具体的なマコモを活用した取り組みをしているということに、また我々も来年度支援をしながら、またその成分分析等もやっていかなければならないと今、思っているところでございます。

どうぞ議会の皆さんもしっかりとそのグループにも激励をしていただいて、どんどん龍郷農産物が使えるように押し上げていただければと思います。

以上です。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

キッズの料理教室とかそういうものなんですけど、地場産をちょっと今現在取り入れていなくて、また母子・寡婦で料理教室ということはやっているんですけど、今後

そういうのも取り入れていきたいと思います。

保育所のほうの献立の中でなんですけれども、食事を楽しみ合う子どもになることをイメージして、地場産の食材を取り入れた献立を保健福祉課の管理栄養士のほうで作ってやっております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

今の話もわかりますが、マコモは昔は、私の小さいころはタイワンダーナとって一時期はやって、また最近マコモダケということで、日本全国広まってきているのではないかと私は思っております。

その中で、大人たちだけの発信ではなかなか食育の分野も進んでいかないと思います。

これを何で言ったかといいますと、キッズキッチン、子どもたちの中で広がっていくことによって、その子たちもこれから大人になっていきます。

小さいころから子どもたちが言うことによって、大人の理解もまだ深まってくるだろうと思って、新しい視点で考えたときに、このやり方は私はとてもいいのではないかと思います。

おじいちゃん、おばあちゃん、孫や小さな子どもたちが言う「はい」と聞いて一緒にやるかもわかりませんので、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。

この点については最後の質問になりますが、生産者と町内の消費者との情報交換、それから試食会などの開催はされているのか、されているのであればどういう意見などが得られたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

生産者と消費者との意見交換ですか、これは農林水産物でいいますと、物産展とか町民フェアなどで販売する機会がございますので、そういったところでの状況というのは把握はしてございますが、直接意見という形では伺ってはいないところです。

以上です。

○副町長（則 敏光君）

ちょっと限元議員の質問ともダブるかもしれませんが、今現在、平成30年度から令和4年度まで、町食育推進計画というのが今、実施中です。

農林水産課が中心になって事務局となって、保健福祉課、給食センター、教育委員会も含めてなんですけれども、超えた中で、今回令和5年度からまた第3次の食育推進計画というのをまた予定いたしております。

従来1次、2次含めて地産地消を中心に進めてきておりますけれども、今、議員がご指摘になりましたキッズキッチンとか、あるいは農業体験、マコモのパウダーとか、

そういったものもその中でやっているんですが、どうもそれぞれの団体が団体間の連携と、それに向けての大きな連携とこの強化というのがちょっと希薄であるというようなイメージを私、個人持っておりまして、これを今回、第3次改定に向けて、今度子ども子育て課もできましたので、保育士なども含めて、あるいは管理栄養士も含めて、第3次の食育推進計画に向けて策定する中で、そういった生産者と消費者との交流とか、そういった方面も私、副町長が中心になって音頭を取ってやっていったほうが、連携がスムーズにいくのかなという思いをしておりますので、こういった形で今後進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○8番（徳永義郎君）

やっぱり身近な意見もすごく大事なことだろうと思いますが、あつた意見や要望などについてはぜひメモを取られて、会議のときなど出されて、参加された委員の皆様と意見交換をシェアうことはすごく大事なことだと思いますが、それをするによって本町の農業が少しでも前進するような形になっていけば私もうれしいかぎりです、また、農家の方の所得が上がって行って、子育てのそのお金の中で十分やっていけるような農業政策にしていきたいと私個人思っておりますので、ぜひその点をお願いをしましてこの質問は終わりたいと思います。

次に、堆肥を利用した有機農法への取り組みについて質問をしたいと思います。

答弁にもありましたが、畜産の敷料生産施設と、牛糞と堆肥化施設の整備を来年度計画していると思いますが、これが来年ですので、今は12月です。

場所もある程度決まっているかと思いますが、おわかりであれば場所、出しにくいのであればかまいませんが、その中で、敷料のほうはわかりますが、堆肥化については、牛糞と木屑とかそういうのを混ぜてくるだろうと思いますが、それだけなのか、ほかにいろんなものを混ぜていくのか、その計画まであれば説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

敷料保管施設と堆肥生産施設の整備ということでございますが、今現在考えているところは、極力影響というんですか、環境に影響を及ぼさない本茶の周辺を一応考えておりまして、そこでの整備となりますと、当然造成費用等もかかりますけれども、環境調査なども入れまして、周りに影響を及ぼさないようにということで配慮してまいります。

それから、ほかの原料につきましては、今のところ木屑ということで、公共事業等で出ました木材、あるいは集落、そういった奉仕作業で出てきた木材も考えておりますけれども、伐採等で出てきた草、雑草といえますか、そういったものについては、必要であればそういったものも可能であると思っております。

ただし、種とかいろんなものが混ざっている可能性もございますので、そのへんはもう少し検討の余地があるかと思っております。

それから、ほかのものを混ぜてということもありますけれども、そのへんはまた今後、その事業の計画の中には今のところ考えておりませんが、将来的にはそういったものも可能かと思っております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

あたしはこの堆肥場の設置については、何年も前から質問もして、何回か質問もしております。

そのたびに言っているのは、今、町のほうでも草刈りを一年中作業員の方がやっておられて、この草の量もごみに出したら相当なお金になってくるだろうと思います。

それもうまく活用できないか。

答弁の中では、さっきも言われましたが、種が入っているからとか言われますが、私もいろんな都会からくる堆肥を買っていますが、その場所によって出る草の形が全部違ってきます。

なかなか消滅できるものではありませんが、一応余っているやつを有効に活用するのが、ここにも書いてありますが、環境保全型農業の大事な一步ではないかと思いますが、その付近についてはどのようなお考えをされているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

雑草ですけれども、いろいろ問題はあるかと思えますけれども、その処理する機械がそういった能力があるのかどうか、そのあたりをもう一度調査をしまして、その草も一緒に入れて大丈夫なのかどうか、そのへんも含めてまた再度調査をしてみたいと思っております。

○8番（徳永義郎君）

何でも原料にできることはすごく大事なことだろうと思います。

今まで捨てていたものが活用できることは無駄がなくなり、ある自治体では落ち葉産業ですね、落ち葉を買い取って自治体で堆肥にしているところもたくさんあります。

そうすると高齢者の仕事も増えてきて、国保の年金などもらっている人の少しの足しにもなっていくんじゃないかと私、思っておりますので、ぜひその件はしっかり捉えられて、大きな目でやっていただきたいと思います。

それから、町内に昔、し尿処理槽がありました。現在はどのような状況なのか、町長の施政方針の中でも年次的に処分をしていくという答弁が載っておりますので、その付近どうなっているのかぜひお聞かせを願いたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

し尿溜槽でございますけれども、本町では昨年1基撤去をしまして、現在3基残っております。

嘉渡地区、それから赤尾木地区、戸口地区でございます。

これ現在どのようになっているかということでございますが、そのままの状態で放置してございますけれども、これは不用になった公共施設ということでもありますので、今後撤去する考えはございます。

ただし、中にまた糞尿が、糞尿といいますか汚泥が入っている可能性も大いにございまして、これを処分となりますとかなりの経費がかかるということで、これも含めて堆肥化できないかということも考えております。

ですので、こういった処分と併せて、堆肥センターのほうでの糞尿と牛糞と混ぜての堆肥化ということも念頭に考えているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

堆肥化も考えておられるということですのでごく私も良いことだろうと思います。

国のほうも経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資というのも決めてありまして、その中で肥料の原料、尿素やリン酸、アンモニウム、そして塩化カリウム、ほぼ全量を輸入、そして依存に頼っている現状です。

国もそこから脱却したいと思っております。

私たち本町も一緒だろうと思います。

国産化でやっぱりにわかには注目を集めているのが、未利用の資源の下水汚泥です。

輸入に頼っていた窒素やリンなどの栄養分が豊富に含まれております。

今は一部は有田のを工場にあって少しは堆肥化もされておりますが、ほとんどが処分されて、クリーンセンターのほうで埋め立て処分されているだろうと思います。

その中で、汚泥のさっきも言いましたが活用されていくと思っておりますが、今後汚泥の活用方法はすごく大事なことになっていくだろうと思います。

町長も普段から汚泥処理についてはやっていきたい、そして今、有田汚泥の処理センターに分担金が5,000万円と1万9,000円ほど毎年出資しておりますが、その点も考えてどのようにお考えなのか、ぜひ聞きたいと思っております。

○町長（竹田泰典君）

おっしゃるとおり汚泥の処理については、今、汚泥センターに運んでいるところですが、今、国の動きは、私、これはほかいろいろ勉強しておられると思うんですが、国の動きとしては、個人の合併浄化槽に方向転換をしているような気がします。

なぜかといいますと、少子高齢化の中で、どうしても集合になりますとそれだけの

機械を準備して設置した、その運営経費が過渡期にきているという状況の中で、国の方針としては、個別の処理に切り替わってきているという情報だと私、理解をしています。

当然、今そういう状況の中で汚泥センターは運営されているわけですが、本町は個別の合併浄化槽という推進をしています。

この汚泥の問題については、これまでも度々衛生組合の中で論議をさせていただきました。

濃縮汚泥で運んできてはいけないのかと。

水分も一緒に運んでいますから容量がたくさんになりますね。

そういうことですが、なかなか施設自体がそういう施設になっていないということで、できないということなんですけれども、この汚泥の問題も今、話している堆肥センターに持ち込めないのか、それから、焼酎粕の問題も持ち込めないのか、そこらあたりも今後この堆肥センターの設置に向けては、議論をする余地があると思っていますところでございます。

龍郷は幸いにして合併浄化槽を推進していますから、このまま合併浄化槽を推進していくことになりますけれども、この汚泥の処理については、そのような方向性もあるものだとということで、主管課とも話したりして今いるところです。

今後は皆さんとも議会とも、町民の皆さんもしっかりと議論をして、堆肥センターの建設に向けて取り組んでいきたいと思っていますところでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

それに併せて、鹿児島県内では鹿児島水道局が現在下水用汚泥を高温、発酵させまして、有機質肥料サツマソイルという名前で商品化もされております。

また、県の工業高等専門学校では、研究チームでは汚泥に竹のオガクズ、県内では竹の生産が多くて、被害をもたらすことの大きい竹を混ぜて今、研究をやっております。

ぜひそういうところにも職員を派遣されて、ぜひどういうものになっていくのか、私は先に見ていくことも大事だろうと思いますので、その付近はぜひお願いをしましてこの問題は終わりたいと思いますが、最後に、やっぱり千葉県のいすみ市は有機農法に取り組みまして、子どもたちの給食に有機米として全量をしております。

市長が政策の転換をしまして、農家1万人を相手に次の選挙を勝てるか負けるかというときにやったところ、今、全国的に有名で一人勝ちの状態になっております。

それに併せて、耕作放棄地の解消にもなっているみたいですので、ぜひこの千葉県のいすみ市の問題もぜひみられて、これを参考にしながらも少しずつ向こうのほうに

は行かないかもわかりませんが、やることも少し大事だろうと思いますので、ぜひその付近をお願いしましてこの質問を終わりたいと思います。

2番目の給食費の無償化について、これは本当に何度も何度も聞いておりますが、なかなか良い答弁が返ってきません。

子どもたち現在550名ほど、それ前後しているだろうと思いますが、います。

保護者を入れますと3人以上、それからじいちゃん、ばあちゃん入れると2,000人、3,000人います。給食は誰でもが安心して食べられるのが私は給食だろうと思います。

中には給食費が高くてなかなか払えない人もいるかもわかりませんが、これを無償化にして、子どもたちが安心して食べていけるようにということで私はやっております。

その中で、さっきも言ったように地場産のものを給食センターに仕入れて、地場産の活性化にもなっていく、つながっていくことだろうと思います。

そのへんについて町長もう一度聞きますが、まだ財源的なもの、毎回同じ答弁が繰り返されております。

私はやっていってもおかしくないだろうと思います。

私はこの問題については町長ともお話しして、個人的な話ですけれども、やっていこうかなという話を、私の記憶が正しいかわかりませんが、聞いた覚えもありますので、その件についていかがでしょうか。

○副町長（則 敏光君）

ちょっと徳永議員にとって良い答弁にならないと思いますので、まずは私のほうから。

実は、3年ぐらい前にみらい会議の中で、給食費の無償化の話が出ました。

委員の中に子育て世代、小さい子ども、赤ちゃんを連れてきた委員もいらっしやいまして、子育て世代の検討委員会チームというものもあったんですが、実はそこで給食費の無償化が採択にならなかったんです。

それはなぜかと申しますと、恐らくまだまだほかにやることあるんじゃないですかというような提言でした。

その中で、その当時は子ども医療費の高校生までというのも実現しておりませんでしたし、いろんな出産祝い金なども町独自のものはありませんでした。

そういった中で徐々に独自の制度もできていったんですが、まだそこまで給食費の無償化を実施するほどまだそういった制度化が、周辺の事業がまだ充実していないのかなという思いがあります。

教育委員会の教育要覧それを見ますと、知・徳、体ですか、知育・徳育・体育、これの調和をもって人間性の育成をしていくという方針で今、一生懸命やっているよう

ですけれども、町長が日ごろから話されるのは、食育が大事だというような話をしております。

その関係で今回、管理栄養士も募集したわけなんですけれども、知育・徳育・体育・食育、これがバランスよく進んで健全な人材が育成されるんだという考え方です。

知育・徳育・体育については、教育委員会のほうが一生懸命やっておられまして、学力の向上も伸びておりますし、自己肯定感を高めるようなグローバルプランなどもできておりますし、マイライフ・マイスポーツ運動なども進んでいて、かなり充実してきていると思っております。

食育の分野が、先ほどもちょっと申し上げましたが、食育推進計画というのでも充実していかなければいけないと思っております。

国のほうでもこども家庭庁を設置する中で、今いろんな事業化を進めているところ です。

町内の中でこういった推進協議会なるものも立ち上げて、第3次の食育推進計画を実施する中で、知・徳・体・食、バランスよく進めていく必要があるという中で、まだまだ周辺事業が進めていく必要があるんだろうと思っておりますので、給食費の無償化はまだもう少しかかるのかなという思いが私は思っております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

副町長はそういうお話を伺ったと聞きますが、私が聞く保護者の中では、給食費無償化になったら助かるというお話を多く聞かれております。

聞く人によって意見はバラバラですので、一概にこれが良いとは言えませんが、私は進めていったほうがいいかなあと思っております。

さっきも医療費のことでも言いましたが、医療費も前は乳幼児までの無償化で龍郷町ありましたが、私はこの質問に2年かけて、やっと無償化のほうにこぎつけたのは、消費税交付金が1億何千万円ある中で、一般会計にそのまま入れて中身がどこに使われているかわからない、この財源をしっかりと分けなさい、目安をつけなさいということでやった記憶があります。

そういうことですので、ぜひ子どもたちのことに関しては、私はやっていただきたいと思えます。

それから、近年気候の変動により定期船の欠航が多くなっているように思われます。

昔はある程度の波でしたら船は出ましたが、最近は欠航が多くて、今年も欠航が多かったんですが、食料費、特に生鮮食料品の確保についてはどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

天候不良時、台風時や冬場のシケ等予想される場合、牛乳などについては、納入業者から事前に連絡がございまして、4日分ほど確保が可能となっております。

また、鹿児島県学校給食会から納入される物品に関しましては、給食センターのほうで2週間ほどストックが可能となっておりますので、早めに納入をお願いして、学校給食に影響がでないように努めているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

食に関する知識や健全な食生活への関心が現在高まっております。

食育基本法も施行されております。

地域の食文化保持や味覚の発達の観点からも私は大事なことで、学校給食は一時期まではパン食が主流でしたが、米飯などの希望が多いと私もいつとき給食のほうの担当をしていましたが、現在、米食とパン食の割合はどのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

現在、給食の話ですが、2週間で10回の給食があります。

その中、パン食というのは1回、残りの9回に関しては米飯給食となっております。

○8番（徳永義郎君）

パンもおいしいんですが、日本人はもともと米を食べていたので米食のほうがいいかなと私も思っておりました。

米食が増えているのであれば、小麦粉アレルギーなどもありまして、児童生徒のアレルギーの割合も減ってきているだろうと私は思います。

減ってきておれば私も幸いだろうと思います。

今まで質問や答弁を聞かれ、地産地消を少しでも促し、輸入依存から脱却し、未来ある子どもたちに安心、安全な食材を届けることができれば、将来的な健康づくりにも貢献、私はできるだろうと思います。

ぜひ健康の面はやっぱり満永保健福祉課長が担当されておりますので大事だろうと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

給食に限らず、食につきましては、特に成長期の児童生徒の心と身体の健全な発達のために、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することによって、議員がおっしゃったように健康の増進、体力の向上を図ることにとっても大事な役割をしてくるのではないかと考えておりますが、やはり給食は昼だけになりますので、その食事、食を考えたときには、家庭で保護者が子どもにどのように栄養を与えていくかというのもとても重要になってくると思います。やはり楽しく食事をする、食事に感謝をするとか、そのような気持ちも育てながら、やっぱり学校とまた家庭との連携も必要である

というところを感じているところです。

○8番（徳永義郎君）

そのとおりで子どもたちにできるだけ良い食事をする事、そして地場産を出すことによって、子どもたちの郷土愛も醸成されるだろうと思っておりますので、ぜひこの点は少しずつでもいいですから前に進んでいただきますようお願いを申し上げます、3番目の福祉行政のほうに移らせていただきます。

買い物困窮者の対応についてです。

答弁書の中にも、私は某企業と書きましたが、名前がとくし丸と出ていますのでもうしゃべってもいいかなあと思っておりますが、町内各集落にひと昔前までは商店が本当数軒あったり、買い物にあまり不自由のない状態でした。

高齢や跡継ぎ等の問題で閉店される店も多くみられるようになりました。

それに併せて、移動販売車の廃業もみられるようになり、時代の流れや生活スタイルの変化と言ってしまうとそれまでですが、私たちが幼いころには、移動販売車から流れてくる音楽で販売する方もわかり、流している曲も私、覚えたものです。

最近、移動販売車が商店の閉店に伴い、買い物をする困窮者に、高齢者にとても、答弁にも書いてありましたが喜ばれておりますが、このことに関して、本町等は事業所との連絡とか、そういう話し合いとかあるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

このとくし丸の事業につきましては、グリーンストアと、とくし丸と、また個人経営者との提携をして営業をしているということを聞いております。

ある集落も小売店が閉鎖とともに5、6人の方がどうしても食材を購入するのに困られているということが、地域包括支援センターのほうに相談であがりまして、それで、その事業所のほうに包括支援センターのほうから相談をあげまして、そしてその集落をまわるとしましても、やはり個人事業でやっておられるので、すぐすぐ対応できる状況ではないということでしたので、状況を伝えながら、また、その集落の小売店との環境等もありますので、そこも段取りをしていただきながらその事業所と連携を図っているという状況でございます。

○8番（徳永義郎君）

今の答弁ですと、あんまり話し合いはそこまでは進んでいない状態ですけども、そのグリーンストアが受けて、そこにストアを持つ方が個人事業主としてやっていく、完全な個人事業主でやっています。

その移動販売ですが、契約者と個人事業主が、今、本島内で2名、2台で走っているそうです。

販売の購入価格は、ネットなどで書かれているより少々高く、300万円から500万円ほど、冷凍庫なども設置しなければいけませんので、新規で申し込みがなかなかいようです。

将来的には今回調査なども入りますが、団塊の世代が後期高齢者に入る時代となっていくと思います。

買い物困窮者がまた大幅に増えてくるだろうと思います。

そのときの対策としても一つの大きなものだろうと私は思っておりますが、その付近についてどのようにお考えなのか、もう一度お願いいたします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

私のほうで調査をいたしましたら、町内商店で今、小売業の中で町内11の小売店が、高齢者の方々の相談を受けて配達をしているという状況がありました。

もっと少ないかなあと思ったんですけども、やはり集落のほうで小売店等も経営をされているというところもありますので、そこのあたりもしっかりと商工会等とも話し合いをしながら、この移動販売車については、今後導入する際には、しっかりと話し合いをしながら進めてまいりたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

やっぱり品物がくればいいというのがありますけれども、実際はやっぱり自分の目で見て、自分でお金を出し入れてして買うことによって、認知症の予防とか地域のどくさ会みたいな感じで、そこにその時間に集まって、話し合いもされて、地域の高齢者施策についても大事なことになるだろうと思いますので、その付近の所の関わり合いもしっかり持って、もっと密に連携をしながらやっていただいたり、足りなければ車の補助も出していけるような形になっていけば、私は将来的には良いだろうと思いますので、ぜひその点が出てきましたら、今後話し合いをされて取り組んでいかれるようお願いをいたします。

ちょっと時間もきていますが、最後になります、単身用住宅の施策について。

単身用住宅の施策について、単身用住宅の建設のお考えについて。

答弁では、公営住宅法により、住宅に困窮している低所得者向け住宅として、原則同居人がいる世帯を対象に整備を行っていると聞きましたが、低所得者の人がなかなか入れないという状況もでてきているだろうと思いますが、その付近についてどのようなお考えをしているのか、説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（井 一馬君）

低所得者がなかなか入れないということですが、基本は15万9,000円という基本があります。

大体世帯向けの部屋数になっておりますので、住居人がいれば入れると。

議員がおっしゃる単身者といいますか、そういう控除のない方は基本的には入れませんけれども、難しいという点でございます。

○8番（徳永義郎君）

高齢者や低所得者、若い世代で世代のニーズが高いように私は住宅は思っております。

家を新築される方もいらっしゃいますが、若い世代には職種によっては住宅手当の出ない方もいらっしゃいます。

養育費や各種税金で多額の出費があり、民間の住宅に入りたくても入れない方もたくさんいらっしゃいます。

そのための私は公営住宅はセーフティネットだろうと思っておりますが、その付近についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○建設課長（井 一馬君）

所得ということでございますけれども、単身者の場合はどれぐらいかなあというので我々も考えて、15万9,000円あたりはどれぐらいなのかなあというような会話をしております。

20万円程度ということでございますけれども、今、議員がおっしゃる、難しいと、入りにくいということでございますが、民間で入る場合は4、5万円なのか3万円なのかわかりませんが、8万円ですか、8万円だということですが、単身者のそういうことも考えまして、今後単身者向け住宅を、一気にというわけにはいきませんが、今までの計画でいきますと、世帯向けだったところをワンルーム、ツールームという形で、助けていければと考えております。

○8番（徳永義郎君）

考えているのであれば、大体何年ごろに計画されているのか、私は考えているんだったら計画されているだろうと思います。

それから、条例で入居条件に保証人を規定されているのかどうかも確認したいと思います。その付近はいかがでしょうか。

○建設課長（井 一馬君）

現在も保証人制度を設けております。

○議長（前田豊成君）

その計画、いつごろやるのか。

○建設課長（井 一馬君）

住宅の建設ですが、現在、長寿命化計画ということでストック事業を行っております。

大体めどとして3階、4階の住宅が終わるのが令和8年度ぐらいと考えております

ので、8年、9年度に新築を計画できればと考えているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

期待をしております。

その中で、入居条件に保証人が規定されていると今、お話がありましたが、国土交通省より、2018年から二度規定廃止を実際に要請していますが、それに応じていない理由があればその理由を説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（井 一馬君）

保証人制度の確か法律が変わりました。

ちょっとその法律があれなんです、法律が変わりまして、保証金の金額ですかね、そのへんのパーセントが12分の1とか、そのへんの制度が変わってきているというのは確かです。

私どもとしては保証人制度と言っていますが、内容的には昔とはかなり変わってきているということですので、ご理解願いたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

これは自治体によっていろいろ差がありまして、それを保証人を排除している、そしてまた高齢者とひとり住まいの方とか、単身でなかなか保証人ができないという方、入居できないというあれもありますので、その付近はぜひ国からも指示があるようですので、課長は聞いておられますよね、指示があったことは。

2回ありましたか。

2回あったと思いますが、ぜひその付近も考えて、臨機応変にそこをやるようにやっていかないと、恐らくひとり世帯の方はなかなか入ってこられないだろうと思います。

単身で来られる方もいらっしゃるだろうと思いますし、若い人、また高齢者もまた高齢になっていくと身内の人が少なくて、そういう住宅に入れたい人もたくさんいますので、ぜひこれは高齢者福祉とも関連してきますが、ぜひその点については早急に調べて、できないかどうか条例の改正も含めて出てくるだろうと思いますので、その付近はやっていただきたいと思います。

やっぱり住みよい龍郷町をつくっていくためには大事なことだろうと思いますので、ぜひその付近をお願いしまして、私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

徳永義郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後1時より再開いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、隈元巳子君の一般質問を行ないます。

○5番（隈元巳子君）

町民の皆様、こんにちは。

師走に入り今年も残すところあと20日余りとなりましたが、皆様にとってこの一年いかがだった年でしょうか。

来年こそは健康で以前のような活気のある一年でありますよう願って、私の通告書に基づいて質問をしたいと思えます。

1項目目が食育について。

1点目、町として成長期の子どもたちの食育をどのようにお考えでしょうか。

2点目、食育に対しての町の取り組みは。

3点目、町は子どもたちの食の現状をどのように把握されているのでしょうか。

2項目目が、子どもたちへのワクチン接種について。

1点目が、ワクチンの安全性の確保は。

2点目が、ワクチンのメリット、デメリットをわかりやすく提示できないでしょうか。

3項目目が、各家庭からのごみの減量化について。

1点目、現在、龍郷町のごみの搬入状況は。

2点目、ごみの減量化は。

以上、3項目の答弁を当局に求めます。

よろしく願いいたします。

○町長（竹田泰典君）

隈元議員から、3項目の質問事項がございますので、順次答弁を申し上げます。

1項目の食育について。

1点目の町として成長期の子どもたちの食育をどのように考えているのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

子どもの食をめぐるっては、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されているところでございます。

地域や家庭で、様々な体験活動等を通して「食」への理解を深め、健康で心ゆたか

な生活を送ることができるよう、また、保育所・学校をとおして子どもが食に関する正しい知識を学ぶために、児童生徒とその保護者に向けた食に関する指導や情報提供を行なっていくことが必要だと考えているところでございます。

次に、2点目の食育に対して町の取り組みについて、3点目の町は子どもたちの食の状況をどのように把握されているかについてのご質問は、関連しますので一括してお答えを申し上げます。

本町におきましては、保健福祉や農林水産、教育をはじめとする様々な分野において、「食」に関する各種イベント等を実施してまいりましたが、町民一人一人が食の大切さを見直し、健全な食生活を実践することにより、豊かな人間性を育むため、行政のみならず、家庭・保育所・学校・地域・社会における食にかかわる人々が相互的に連携・協働し、龍郷町の地域特性や実情に即した食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、平成31年3月に「龍郷町食育推進計画（第2次）」を策定しているところでございます。

龍郷町食育推進計画において、龍郷町の食を取り巻く現状と課題、基本理念と推進目標、方向性を定め、基本的な考え方にに基づきながらそれぞれの主管課において、数値目標等を掲げ取り組んでいるところでございます。

次に、2項目の子どもたちへのワクチン接種について。

1点目のワクチンの安全性の確保についてのご質問にお答えをいたします。

生後6カ月から4歳までの新型コロナウイルスワクチン接種で使用するワクチンは、乳幼児用のワクチンとなっております。

生後6カ月から4歳までのお子様は、合計3回接種して、初回接種が完了したところでございます。

ワクチンを受けた後の症状について調べた臨床実験で、1～3回までの接種後の具体的な症状をみると、接種回数ごとの症状にあまり変わりがなく、ほとんどの症状が軽度または中等度とされています。

現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと国のほうから報告を受けているところでございます。

5歳から11歳までの新型コロナワクチン接種で使用しているワクチンは、子ども用のワクチンでございます。

ワクチンを受けた後、数日以内に現れる症状は、注射した部分の痛みが一番多く、その他、疲れた感じや発熱する方もいらっしゃいますが、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されていると、乳幼児と同じように国のほうから報告を受けているところでございます。

次に、2点目のワクチンのメリット、デメリットをわかりやすく提示できないかについてお答えを申し上げます。

健康な小児へのワクチンの接種には、新型コロナウイルスに感染しても症状が出にくくなる発症予防効果と重症化予防効果等のメリットがあります。

また、デメリットとしては、接種後の副反応等があると国のほうから報告を受けているところがございます。

新型コロナウイルスワクチンを受ける際には、感染予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいたうえで、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いしているところがございます。

次に、3項目の各家庭からのごみの減量化について。

1点目の現在龍郷町のごみの搬入状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町のごみ搬入状況につきましては、燃える一般ごみを二つの委託業者がA地区、B地区と分けて、毎週月・火・木・金・土曜日の5日間を回収し、燃えないごみを毎週水曜日に回収いたしているところがございます。

また粗大ごみにつきましては、一つの委託業者が燃える粗大ごみ毎月第2・第4月曜日に回収し、燃えない粗大ごみを毎月第1・第3・第5月曜日に回収し、名瀬クリーンセンターへ搬入しているところがございます。

令和3年度の搬入実績といたしまして、可燃ごみ1,418トン、不燃ごみ105トン、資源ごみ（ビン類、ペットボトル等）24トン、粗大ごみ131トンとなっております。

次に、2点目のごみの減量化対策についてのご質問にお答えをいたします。

生ごみの資源化（堆肥化）のため、コンポスト設置者に対して補助金を交付し、生ごみの排出抑制の推進を図っているところがございます。

また、ごみ分別収集体制表、ごみ分別一覧表、町民カレンダーや広報誌等により分別収集を促進し、ごみの減量化を図っているところがございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○5番（隈元巳子君）

龍郷町では平成31年に先ほど副町長がおっしゃいました龍郷町食育推進計画が作られております。

もう4年間も過ぎていますが、その後取り組んだ活動はどのように子どもたちに変化があったのか、具体的に教えてください。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

この計画の中でやっていることが、乳児健診時において離乳食の開始時やメニューの指導、あと保育所においては、食べることの楽しさ、大切さを感じる子どもに育てるためにということで、食育を年間計画を年齢ごとに作成しております。

また、そのほかに食事に関するアンケートを実施して、その結果を各家庭に配布してもいます。

そのほか、保育所でのその日の給食、おやつ、これを玄関口に展示し、保護者に関心を持ってもらうようにということで取り組んでいます。

ちょっとその変化というのは、特にこういう変化というのが聞き取れなかったんですけども、こういうことやっていくことで食に関心を持たそうということで取り組んでいます。

○5番（隈元巳子君）

とても良い取り組みをしていると思いますが、今後どのような活動に取り組んでいく計画がありますか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

今現在やっている活動もずっと継続しながら、今後ですけれども、やはりこの食に関する活動を保育所のみならずいろいろな子ども、先ほどの徳永議員の質問でもありましたけど、子ども全体にやっていくようなことをやっていけたらと考えております。

○5番（隈元巳子君）

それから、現在、子どもたちが朝食をあまり摂らないで学校に行くという情報も入っていますが、龍郷町の現状はどうなっていますでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

朝食の摂取状況ですが、学校のほうでは、各学校ごとに頻度の違いはございますが、朝食摂取調査を行なっております。

学校によってちょっと週1回だったり毎朝実施したりという学校があるというのが現状でございます。

○5番（隈元巳子君）

そのような現状をみて、町ではどういう取り組みをなさっているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

各学校において、家庭教育学級等で保護者の勉強会などを開いたり、各学校において弁当の日というものを設けて、子どもたちが食に関心を持てるような取り組みをしております。

○5番（隈元巳子君）

町でもいろいろと取り組みをなさっていると思います。

質問ではありませんが、私の現在の食に関する感想とか思いを述べたいと思います。

食は私たちの身体や心、精神面も食べ物でできているといえます。

食べ物を変えると子どもの行動も変わると言われています。

特に朝ご飯、昔は味噌汁とご飯が当たり前だったんですけど、今はいろんな形で朝ご飯を食べていないことによって、落ち着きや集中力がなく、心や身体の発達にも影響するなどのデータも出ています。

町では、子ども子育て課と協力を得て、母子、寡婦、父子会で、年に3回から4回子どもたちと料理教室をしています。

また、地域のある集落でも子どもたちに食は大事ということで、夏休みに味噌汁とご飯を作れる子にしようという、子どもたちが食に対する考えを持てるようにという活動もしています。

また、以前龍郷町では講演されましたお弁当の先生、竹下和男氏のお話や、「はなちゃんのみそ汁」の上映で心をうたれ涙したことを思い出しました。

町は素晴らしい取り組みをしていたと思います。

また、龍郷町の給食センターの壁に、「早寝、早起き、朝ご飯」と掲げてありますが、とても現在では重みのあるフレーズだと思います。

子は宝、龍郷町の未来だと思いますので、行政や地域と一体となって子どもたちの安全、安心の食に取り組んでいけたらと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、2項目目の子どもたちのワクチン接種についての質問をいたします。

1点だけ質問させていただきます。

国は安全性や効果のことで取り上げていますが、コロナワクチンが始まって2年半の経過の中で、全国有志医師の会や被害者遺族の会が結束されていますが、このような状況は町としてはどう思われますでしょうか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

今おっしゃられた全国有志医師の会、または遺族会というのがあるというのは認識しております。

インターネット上で知り得た情報であり、情報の正確性の判断がちょっとできません。

そして、新型コロナワクチン接種ですけれども、各市町村みんな同じだと思いますけれども、厚生労働省から示された情報を町民の皆さんに正確に伝え、その情報を十分理解をしてもらい、接種等の判断をしていただきたいと考えております。

○5番（隈元巳子君）

現在、若いお母さんたちから、接種をした方がいいのかどうかという相談もいっぱい受けていますが、私自身、打ちなさいとか打ってはだめよということとは言えませんので、ワクチン接種にとって戸惑っている親たちがいますので、町でも国からの情報やいろんな情報を収集して、親たちが気軽に足を運べる相談窓口の環境づくりをして

ほしいと思います。

それでは、ワクチンについてはこれで終わります。

○議長（前田豊成君）

答弁させましょうか、その窓口の設置を、ワクチン専門で。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

窓口の設置ということで、いろんな相談ごとを受ける準備はできているんですけど、なかなかワクチンだけでなく、母子相談とかもやはり役場に来にくいとかそういう話を聞きます。

やっぱり町民の方が役場に足を運びやすくなるような環境づくりをして、窓口設置を誰でも来られるような形をつくりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○5番（隈元巳子君）

よろしくお願いいたします。

それでは、ごみについて質問いたします。

現在、一般ごみ委託業者2社、粗大ごみ業者1社が収集との答弁がありました、金額にすると総額幾らほど委託料を払っているのでしょうか、お伺いします。

○生活環境課長（藤原 聡君）

一般ごみ委託業者2社並びに粗大ごみ委託業者が1社、合わせて3社に年間1,797万1,000円の委託料を現在支払っております。

○5番（隈元巳子君）

そのような莫大なお金を使っていますが、特に粗大ごみの件についてお伺いします。各集落に粗大ごみ置き場が設置されていると思いますが、集落からいろんな苦情があると思います。

対応についてお伺いいたします。

○生活環境課長（藤原 聡君）

町といたしましては、広報誌等、それとかごみ分別収集体制表、ごみの分別一覧表、それと町民カレンダーとかそういうので周知徹底していますとともに、各集落では鍵を設置したり、そういう現状でございます。

○5番（隈元巳子君）

実際に区長さんたちのほうからも相談とか受けられますでしょうか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

例えば、苦情といたしましては、置き場の周りにいろんなものを捨ててある。

粗大ごみ以外のものを捨ててある。

そうした場合には、各集落の経費で作業をし、撤去をしているというのが現状で、やっぱり一人一人の心がけが一番大事だと思っているところでございます。

○5番（隈元巳子君）

そのような現状を町は区長さんたちとどのように話し合い、改善していこうと思っていますか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

いろいろな苦情がくる中で、やっぱり私たちも現場のほうに行っているんな現場を見ていますが、そのときやっぱり、さっきも言ったんですけれども、鍵とか、あくまでも現在は、現在はということではないんですけれども、集落で管理をお願いしているところがございますので、区長さんのほうにはなるべく分別をし、撤去をお願いしているところがございます。

○5番（隈元巳子君）

ぜひ定期的に町のほうも行政無線でも周知してもらいたいと思います。

次に、生ごみ減量化のために以前からコンポスト補助金を交付していると聞きましたが、今現在コンポストは町民の中ではどういう状況になっているのでしょうか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

コンポストの件ですけれども、1世帯に1台を限度といたしまして、限度額5,000円を補助しております。

設置状況につきましては、平成4年から設置条例が始まり、約30年経過しております。

最初のうちは結構多くの家庭が設置をしていたんですが、現在のところは年に数個です。

今後は町の広報誌等を通じまして、設置の呼びかけを行ない、ごみの減量化に努めてまいりたいと思います。

○5番（隈元巳子君）

ぜひお願いいたします。

最後になりますが、私がこの質問をしましたのは、龍郷町はほかの市町村と比べて、先ほど町長が答弁しましたとおり、ごみの収集日が月曜日から土曜日まで6日間、また、粗大ごみはほかの市町村はクリーンセンターまで持っていき、料金は個人負担となっていますが、龍郷町は町負担となっていて非常に恵まれていると思います。

今後にもこのように恵まれた状況の中、行政が正しいごみの出し方や定期的に呼びかけてもらいたいと思います。

また、町民一人一人が決まりを守り、ごみの減量化に努めていけたらという願いを込めて、短いんですけど私の質疑応答を終わりたいと思います。

○議長（前田豊成君）

町長、ごみの減量化、町長の答弁、その恵まれている龍郷町の答弁を。

○5番（隈元巳子君）

では町長、よろしくをお願いします。

○町長（竹田泰典君）

私もこのごみの収集については、以前から近隣市町村とあまり隔たっているという
ことで、他市町村から話があったんですけども、やっぱり定住促進につながってい
ると、そういうことでごみの収集日をこのように続けているという状況でありますけ
れども、今後できるだけごみの搬入量を少なくする方向というものは続けていかなけ
ればならないと思っているところでございます。

このまま当分の間は収集日を続けてまいりたいと思っています。

以上です。

○5番（隈元巳子君）

では私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

隈元巳子君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

1時40分より再開いたします。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時40分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、長谷場洋一郎君の一般質問を行ないます。

○2番（長谷場洋一郎君）

改めまして町民の皆様、こんにちは。

長谷場でございます。

先に提出いたしました一般質問通告書に沿って、私からの質問を始めます。

最初の項目は、私が議員となり2年が過ぎ、任期の半ばにかかりましたので、過去
8回の一般質問の中から、その後の対応について4点お伺いします。

1点目、旧国道本茶大勝線の大川暗渠の改修について。

2点目、国道への奄美観察の森案内看板設置について。

3点目、指定管理りゅうゆう館の規定見直しについて。

4点目は、職員定数見直しについてであります。

それぞれの進捗状況をお答えください。

2項目目は、マイナンバーカードについてであります。

マイナンバーカード制度が義務づけられていると認識していますが、現在の本町の取得率はどれくらいか。

また、取得することによりどういうメリットがあるかお答えください。

3項目目は、インボイス制度についてであります。

インボイス制度の登録申請が始まりましたが、仕組みについてご説明ください。

この制度について、本町はどのような取り組みをしているかお答えください。

最後の項目は、町が管理する施設についてであります。

今回は企画観光課の管理する公共施設についてお伺いします。

管理する公共施設は何カ所あるのか。

それぞれの耐震基準はクリアしているのか。

今後の予定も含めてお答えください。

以上が1回目の質問です。

答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

長谷場議員から、4項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の一般質問後の進捗について。

1点目の旧国道大勝本茶線暗渠改修の状況についてのご質問にお答えをいたします。

この場所は、旧国道58号と町道大勝中勝線の三叉路地点にある暗渠であり、概略の流量計算を行なった結果、流量能力がないとの判断をしたところでございますが、今年度、詳細な暗渠の流量計算を行なった結果、暗渠の流量能力は足りているとの判断でございます。

現場を確認しましたが、三面張り暗渠のジョイント部分が狭くなっており改良が必要ですので、まずは測量設計を行ないたいと考えているところでございます。

次に、2点目の国道への奄美観察の森案内看板設置の状況についてのご質問にお答えをいたします。

国道への看板設置につきましては、県へ要望をしているところでございます。

内容は、奄美自然観察の森と現在整備中の西郷小浜公園への案内看板でございます。

県では、島内の看板設置箇所の調査を行なっているとのことですので、再度設置要望を行ないたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと考えています。

次に、4点目の職員数の見直し状況につきましては、6月議会においても職員数についてのご質問がありましたので、今後の計画についてお答えをいたします。

職員数につきましては、これまで定員管理適正化計画に基づき、毎年度各課とのヒヤリング調査を実施する中で、年間業務量等を把握し、また、再任用制度等も活用し

ながら人材の確保に努めているところでございます。

現在の定員管理適正化計画においては、職員数や人件費等歳出の抑制に一定の効果がありましたが、少子高齢化やデジタル技術の進展など、昨今の社会情勢の変化に対応できる持続可能な組織体制づくりが重要になっていることを強く感じておるところでございます。

一方で、職員には地方自治運営の基本原則である「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを十分に理解してもらうことも大事であると考えているところでございます。

職員のさらなる意欲と資質の向上を図るためにも、業務量等に応じた適正な職員配置や、長期研修・職員派遣による人材育成を行なってまいりたいと思っています。

また、今後の定年延長や再任用制度の活用など、長期的な視点に立ち、効率的・効果的な人事施策を進めていくうえでも、今年度末までには、新たな定員管理適正化計画を策定したいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2項目のマイナンバーカードについて。

1点目のマイナンバーカードの取得率についてのご質問にお答えをいたします。

本町の取得率につきましては、令和4年11月13日現在、申請済3,741人の61.79%、交付済みは3,456人の57.09%となっております。

次に、2点目の取得後のメリットについてのご質問にお答えをいたします。

現在、具体的なメリットにつきましては、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書は、マイナンバーカードで全国どこでもコンビニエンスストアで取得ができます。

また、健康保険証についてもマイナンバーカードで利用できる医療機関もあり、国は令和6年度中には保険者による保険証発行の選択性の導入を目指し、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ健康保険証の原則廃止を目指しているところでございます。

マイナンバーカードは、本人確認の方法としてその1枚で、マイナンバーと身元確認可能な唯一の書類となります。

また、マイナンバーカードを取得することにより「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」を図り、様々なメリットが考えられますので、本町も取得率向上に向けて努力してまいりたいと思っているところでございます。

次に、3項目のインボイス制度について。

インボイス制度の仕組みと本町の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

インボイス制度とは「適格請求書等保存方式」とも呼ばれますが、令和元年10月の消費税軽減税率の導入以降、仕入税額の中に8%と10%のものが混在するようになったため、正確な適用税率や消費税額を算出するために、商品ごとの価格と税率が記載

された書類、いわゆる適格請求書等の保存を義務化する制度のことでございます。

8%の税率の商品を仕入れした際に10%の仕入れとして計上した場合、2%の利益が生まれるため、そのような不正の防止を目的としています。

課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、適格請求書が必要になり、仕入税額控除とは、仕入れや経費にかかった消費税を控除する仕組みで、納税する消費税額は売上げ時の消費税額から仕入れや経費の消費税を差し引いて算出されます。

本町の取り組みにつきましては、役場は消費税法に明記されている「地方公共団体に対する特例」により、消費税の納税義務はありませんが、適格請求書等発行事業者として登録しておく必要があるため、令和5年3月末が期限となっている税務署への登録に向けて、関係部署は準備を進めているところでございます。

また、事業者の方など、インボイス制度の仕組みについて、ご不明な点等お気軽に町民税務課または大島税務署へご相談していただきたいと思っております。

次に、4項目の町の管理施設について。

1点目の企画観光課が管理する施設数及び2点目の耐震基準の合否と基準を満たさない施設の今後の予定についてのご質問に一括してお答えを申し上げます。

企画観光課が管理する公共施設につきましては、令和4年4月1日現在で、集落公民館や島育ち産業館、荒波龍美館など合計で44の施設がございます。

このうち1981年6月以降の新耐震基準で設計された施設は36施設となっており、残り8施設が耐震基準を満たさない旧基準の設計で、経過年数が41年以上となっております。

今後は、施設の統廃合や機能転換も含め、老朽化による大規模改修や修繕、建て替えなどの事業計画を定めた個別施設計画を作成いたします。

その後10月に発足した龍郷町公共施設等総合管理委員会で実施計画の審査を行ない、庁内での合意形成を図ったうえで、各施設の今後の方針を決定したいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

1項目の一般質問後の進捗について。

3点目の指定管理りゅうゆう館の規定見直しの状況についてのご質問にお答えいたします。

令和4年6月議会一般質問でりゅうゆう館の使用料についてご質問がありましたが、その段階では指定管理者と使用料に関して協議中でありました。

その後「龍郷町体育・文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則」の見直

しを行ないまして、使用料の減免に関する規程を改正しております。

改正前の規定では、「町又は町の執行機関が主催又は共催する場合」と「管理者が特に必要と認めた場合」のみを減免の対象としておりましたが、新たに「町が主催する場合」や「庁内の学校が芸術文化行事に使用する場合」など、8項目に分けて免除や減免の規定を設け、10月1日より施行しております。

今後も指定管理者と協力しながら、町民誰もが利用しやすい「龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館」を目指していきたいと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでは改めて過去の一般質問の進捗についてお伺いいたします。

令和2年第3回定例会、これで国道本茶線の牧野商店前の大川の暗渠について質問しました。

この答弁が、「この暗渠の構造を早急に検証いたしまして、今後の対策を講じてまいります」。

令和3年の第3回定例会、こちらの答えでは、「現在の暗渠断面では通水能力が不足していることが判明しました。よって、今後は詳細な測量設計検査を実施して、整備に係る費用を算出し、これに充てる財源や工事実施など早急に協議、検討してまいります」という返事でしたが、今日は、暗渠の流量能力が足りているとの判断である。三面張りとは暗渠のジョイント部分が狭くなっており改良が必要となっているところではありますが、この答えが違った理由を説明ください。

○建設課長（井 一馬君）

三面張りの流速の件ですが、以前計算をした図面を再度チェックをしました。

堆積が30センチほど土砂がございまして、堆積容量、現場では1メートル20センチ角のボックスとなっておりますが、実際計算したのは1メートル20センチの90センチという計算でございました。

それで、かなり大きい断面が必要になるのかなということです。

それはちょっと今までの流れ、雨が降ったときの状況からみて、それほどは小さくはないだろうと再度計算をしてみたら、気づいたところが1.2メートル×1.2メートルで計算を行なった結果、その地点で100ミリが流れたらいいという基準がございまして。

その基準に基づいて計算をしたところ、今のボックスでもつというような結果でございまして。

のみ口部分の改良の件ですが、実際にはボックスは1メートル20センチございまして、

ですが、のみ口が80センチとかなり低くなっております。

要するにボックスの可能流量分が流れていないということが判明しておりますので、早急に改良が必要と考えているところでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

今の説明は、暗渠があって、暗渠に入る三面側溝の能力が足りないということですか。

○建設課長（井 一馬君）

実際は三面張りの計算はしておりませんが、断面的には少々小さいようにしております。

ただのみ口がボックスのほうが足りないというようなことで調査をしておりましたので、ボックスは足りるということですが、ただボックスの流量能力分は水が流れていないと。

まずは改良する、それが必要だということでございます。

○議長（前田豊成君）

のみ口というのがわからない。

それを説明して。

○建設課長（井 一馬君）

のみ口というのは、三面張りとはボックスのジョイント部分でございます。

地形を見ましたら、人家に下りる道がございます。

スロープになっていて、そのボックスの1メートル80センチから80センチにすりつけてございます。

ですから、水がその分、容量的には流れないというような形になっています。

その部分がのみ口部分、上流部分をのみ口部分と言っております。

○2番（長谷場洋一郎君）

計算をして十分足りている、暗渠の能力が足りていると言っていますが、実際に氾濫しているわけですね。

大雨、50年、100年に1回のときに。

だからそのときに私は質問をしたわけですよ。

そういう答えをもらって、2年前に一番最初の質問でやっていますから、それは結局ああいう災害があって住民の方が困ったわけですよ、避難場所もなくなって。

要望そして、じゃあやりましょうという話で進んでいると思ったんですけど、じゃあ暗渠が能力を果たしているのであれば、それに付随する工事というのは考えているんですか。

○建設課長（井 一馬君）

暗渠がもつということですが、100ミリです。

議員がおっしゃるのは、多分平成22年、23年の想定外といいますか、150ミリ降ったのか140ミリ降ったのか、観測所がありませんので、そこらはですね。

ですから、そういうときもございます。

それでもつかというところかなり厳しいですが、今の現況から言いますと、三面張りの改良も多少は必要かと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

三面張りの改修は多少でいいんですか。

三面張りを完全にやらないと暗渠の能力の半分以下、多分だと思うんですよ。

それで今、例えば大雨が降ったとき100ミリ以上想定しないとおっしゃられますが、実際にそういうのはあったわけですね。

あってあの道路が避難道路が避難道路じゃなく、避難場所が避難場所じゃなくなる、住民は不安を抱えています。

この能力が100ミリの能力があるから大丈夫です。

けど実際には100ミリを超えています。

それでも設計上は大丈夫だと言われても、その根拠がいわゆる住民の安心安全に引っかかってくるわけですよ。

そのところを、例えば出口を広くするとか、さっき言った三面を広くするとか、そういう考え方で、例えば想定外のものは対応できますか。

○建設課長（井 一馬君）

長谷場議員がおっしゃるのもよくわかります。

ただ基準というものがございます。

むちゃくちゃに私が100ミリと言っているわけではございません。

一応今の基準から言いますと、その時点は100ミリと。

実際には議員のおっしゃるとおり溢れております。

ですので、今のところ一応基準を設けないと、いくら雨が降るか、どれぐらいの雨が降るか、大きければいいというそういう形ではものはなかなか進まないの、一応は基準というものを設けています。

それに対してですので、今のところは100ミリ降った場合は流れますよということと言えますが、それ以上の雨が降る可能性がある、そういう場合には早期な避難を、今は国も全てそういう早期の避難ということを進めておりますので、ぜひそこらへんはご理解をお願いしたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

これだけ地球温暖化になってきて、その基準にしても昔の基準とは違うと思うんですよ。

国の尺になるかもしれませんが、そこいらを進めて、やっぱり住民の安全を守るためには、その枠を広げていくような対応をしてほしいと思います。

対応できなければ基準があったりとか、国の政策とかそういうのはいっぱいあるかもしれませんが、やっぱり一つ一つ改造していったほうがいいと思います。

例えば、大美川ですよ、大美川は今、県が入って広げていますね。

広げてもありますし、土手を上げてもあります。

底浚いもしていますから、できない基準がそうだからできないんじゃないなくて、できる方向に進めていってください。

本当に安心安全な暮らしは大事ですから、昔みたいに田んぼがあったら、それでそこに流れ出て安全安心は守られたかもしれませんが、時代も変わってきて田んぼもないですから、あとは行政の力で何とか進めてください。

次、国道への奄美観察の森看板設置、これは令和3年の2回の定例会で、「県へ要望する。国道への道路標識、看板の設置となりますので、県へ要望していきたいと考えております」。

今回の答弁も、「再度設置要望を行ないたいと考えています」。

要望だけなんですか、実際に決まっていないですか。

○建設課長（井 一馬君）

県のほうへ確認いたしました。今、積算をしているところでございます。

ほぼできると確信はしていますが、今、要望しているという段階なので、返事が返ってきておりませんので、そのようにご理解していただきたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

そのとき県のほうに私も行って要望したんですけど、予算は聞いていますか何か。

○建設課長（井 一馬君）

県事業による魅力ある観光づくり、その一環として取り付けるということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

町から出さなくていいという理解ですね。

当時は当時に、当時は要望は受け付けるけど、その設置についての経費は自治体で持ちなさいと言われたんですよ。

よかったですね。

おめでとうございます。

令和4年第2回定例会で、りゅうゆう館の指定管理の話をしました。

これは指定管理者の使用に対して協議はしている」という答弁がありましたが、その当時、龍南中学校の吹奏楽部の使用料の話が出まして、前年に比べたらかなり高いという話だったんですけど、それは結果どうなりましたか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

りゅうゆう館の使用の申請を龍南中のほうからしてもらいまして、その後、正規の料金を計算のうえ、指定管理者のほうで半額の減免をいたしております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

それは指定管理する前の料金と同じという理解でいいですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

はい、そのとおりです。

○2番（長谷場洋一郎君）

そのりゅうゆう館に関してなんですけど、りゅうゆう館は指定管理でイベントとかあると思います。

例えば、11月3日に秋の子ども祭りというのが開催されていまして。

私もそれを見た帰りに消防のほうに寄りましたら、消防職員がそのイベントの理解をしていなかったんですよ、わかっていなかったんですよ。

これで、こういうことの危機管理、例えば、向こうで不特定多数の方がいらっやって、事故、子どもが落ちたりとかね、そういうのがあったときの危機管理に関しては共有していますか、指定管理者で。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

そのような話もほかの方からも聞かれましたので、指定管理者には今後このようなイベントをする際には、各方面に周知を徹底するようにと指導しているところでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

消防署長、大丈夫ですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

今、事務局長からもご説明があったとおり、消防署のほうに催し物届けという届け出事項がございますので、それでまた主催者側、消防側、連携が取れるものだと思っております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

事故のないようにしっかり危機管理をお願いしたいと思います。

次は、令和4年度第2回定例会、「定員管理適正化の見直しを行ないたい。職員数を確保する」答弁しております。

今回も同じような答弁になっていますが、例えば、これは私が聞いたときに、同規模の自治体と、名前出したら最大が天城町だったんですけど、天城町を龍郷町の人数

で換算したら、正規の正社員で50名ほど龍郷町はマイナスなんですよ。

会計年度職員も同じようにあてはめたら30名ほど少ないんですけど、総務課長これについてどうですか、そのあと、お聞かせください。

○総務課長（岡江敏幸君）

自治体の職員数と比較しましたら、龍郷町は少ないということは認識してございます。

前回の答弁でも、今年度末には定員適正化計画を見直しますということで答弁をいたしてございまして、今現在、令和4年度が職員が103名、それから短時間勤務再任用職員、いったん定年退職した人を再任用職員5名の計108名でございまして、この再任用職員につきましては、これまでの多様な経験を生かしていただいて再任用しているところございまして、やはり今後の計画につきましては、長期研修とか派遣研修による人材育成等も必要でございます。

それから、今後の定年延長、これ令和5年度から始まりますが、こういった定年延長の職員の活用、さらには再任用制度も視野に入れながら、また、毎年度各課等のヒヤリングも行なっております。

その際の年間業務量等も把握しながら、また、さらには社会情勢の変化にも対応できるような組織立てというのは必要でございまして、令和5年度につきましては、そういったのを鑑みまして、再任用も含めまして113名は必要かなと。

今現在は108名でございまして、113名、それから6年後が114名、今後、やはり115名程度の再任用も含めた計画というのは必要だということは考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、職員数は103名と言いました。

○総務課長（岡江敏幸君）

はい。

○2番（長谷場洋一郎君）

5月よりか一人減っていますね。

5月1日現在で104名だったと思ったんですけど。

○総務課長（岡江敏幸君）

この1名につきましては、今現在、環境省、沖縄の那覇事務所に出向している方は、職員の数には含めないということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでも113名、114名、増えるのはいいけど、絶対数が足りないような気がしますが、例えば、定年制度があってという話、これからの確保という話もしていますが、スタートが50人も30人も差が離れていたら、例えば、定年を延ばす対応を龍郷町がし

たとしても、よその市町村も同じようなことをやるわけですよ。

スタートが50人の差があったら、同じような施策をしていったら差は縮まらないわけですよ。

ただ、差が縮まる縮まらないの話もありますけど、「最少の経費で最大の効果を上げる。職員のさらなる意欲と資質の向上を図る」、こう答弁しています。

これ先週です。

先週の話です。

11月29日に住民から相談を受けました。

提出書類を役場担当課へ申請したところ、担当がいなくて受け入れられない。

2、3回ほど対応が、電話が切れて、改めて電話をするといったがそれもなかった。申請した当事者も休みの都合があるもんだから行けないわけですよ。

これがもし人が足りないことによって住民に負担をかけたら、それはそれで役場職員の職務怠慢となるのか、そういう印象を住民が持つことが、例えば、人が足りなくて、職員は一生懸命やっているんだけど、人が足りなくて、例えば子どもが熱を出したから休んだ、そのときに住民から見れば、ああ、対応できない、役場の連中は仕事をやっていないんだと、そういう判断をされるのが、それは恐いわけですよ。

最少の経費で最大の効果を上げているつもりでも、一生懸命やっている役場職員がいて、住民から見たら対応できないから役場職員の能力はないのとか、そういうことを誤解を生む要素にもなるわけですよ。

そういう誤解を生まないためにもさっきから言っている適正な人員とか、職員配置とか長期研修とかありますけど、そこをちゃんとやって住民に誤解を与えないような対応の仕方、職員の配置、それで絶対数が足りないのであれば、その絶対数を増やすということが先だと思うんですけど、それについてはどうですか。

○総務課長（岡江敏幸君）

長谷場議員から、こういった事情は職員が足りないからではないかというご指摘でございますけれども、やはり、町長はそれを職員に常日頃から言っている言葉ではございますが、やはり職員というのは町民あってこそ職員が存在するわけです。

職員には常日頃から全体の奉仕者としての役割、責任の重大さというのをやはり認識していただいて、やはり何をやるにしても住民への理解も必要です。

また説明も必要ですので、しっかりとこういった課題に向けて、やはり職場の連携というのは必要ではないかと思っておりますので、再度こういったご意見などもございましたので、また幹部会などを通してしっかりとした横の連携が、ハウレンソウとよく言いますが、そういったつながりを持っていかせるような体制づくり、それを持っていきたいと思っております。

○町長（竹田泰典君）

今、長谷場議員から、職員がいないから答弁ができないという話を私はびっくりしています。

常々幹部会、あるいはいろんな状況の中で、町民あつての職員であると、その用が足せないものであれば問題があるということで、常々指導しているところですけども、今日言葉をいただきましたので、そういう職員がいるとすれば、やはりチームのそれぞれの課の連携がうまくいってないということだろうと思います。

そういうことがあれば、直接私の前にでも直接電話をいただいて、後ほど電話をすと言ったのに来ないと、そういうものを怠慢だと私は思います。

決して職員数が足りないからではなくて、これは連携がうまくいっていないということだろうと思います。

決して町民を蔑ろにするということは決して許されないことだと私は思っています、常々この件については口を酸っぱくして話しているところでございますから、直接話があったものについては、私の前、副町長、総務、人事の課長に直接話していただいたら、直接私のほうから指導をさせていただくということにしたいと思います。

大変そういうことがあったということであれば、申し訳なく思っているところでございます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、私が話しているのは、職員の怠慢じゃなくて、一生懸命やっているんだけどどうしようもない、例えば、専門職があった場合に代わる人がいない場合もある。

今、働き方改革と働き方ゆるくなっていますけど、そういうなんというかな、一生懸命やっているんだけど対応できないのは物理的なもの、精神的なものじゃなくて物理的なものだったら、それは補充してやるのが当たり前だと思うんですよ。

誰がやった誰がやらなかったじゃなくて、実際にそういう対応ができる体制ができているかというやつは、やっぱりそれは上のほうで、三役のほうでもかまわんし、管理職のほうでちゃんと把握をしていて、ハウレンソウのハウレンソウでも、相談、報告じゃなくて、一方的に待つんじゃないで、そういう状況を把握をして、本当に足りないんじゃないのか、足りているのかというところを判断を私はしてほしいところです。

決して職員が悪いということじゃないですよ、そのところは誤解しないでください。

○町長（竹田泰典君）

ただ今、総務課長のほうからもありましたように、ローリングをしながら各課長の

意見を聞きながら職員数を配置をしていると。

足りない部分については再任用職員、あるいは会計任用職員を配置をして充足を満たしているということでございまして、決して職員が怠慢をしているということではなくて、やはり、どうしても連絡が届かない場合には、隣に職員がいるわけですから、ちゃんとその連携を深めて対応をしていくということでございまして、職員数が少ないことは事実だと私も思っています。

だけど、これは私は龍郷町の職員はそれなりにしっかり頑張っているんだと、逆を言いますとそういうことも言えるんだと思って、職員を激励をしているところですけども、決して今のような事例があってはならないと思っているところございまして、もしそういうことであれば、どうぞ直接私のほうでも結構ですから、ご連絡をいただければその内容をもう少し分析をさせていただくということで、お願いをしたいと思います。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

もう一回言いますが、人が足りないことにより住民に負担をかけたり、職務怠慢という誤解を町民に与えかねない、私はそれを心配しているわけです。

町長が言ったみたいに皆さん職員は一生懸命頑張っているんですよ。

ただ、そういう絶対数が足らなかった、物理的にできなかったということで、住民に誤解をされかねないような状況を避けてほしいという要望でございます。

ちなみに、今回と同じようなことを奄美市で一応確認したら、奄美市は専門の方が3人も4人もいて、曜日を決めていて、その日にやる、それが普段の日は電話で受け付けていて、職員が対応できない場合もあるからという話をしていますから、そういう隣の行政のあれも参考にしてほしいと思います。

本当に頑張っている職員いますので、何とかその適正な配置をお願いしたいと思います。

次にマイナンバーカードについてです。

57.9%交付率、全国は44.3%ですから、4月の現在ですね。

これはかなり良いかなと思っております。

この中にもマイナンバーカードを保険証として利用するということがありますが、この保険証として登録をしている人数というのはどちらかわかりますか、保険証が登録されているかどうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

町内の現在マイナンバーカード取得者の登録数だと思いますけれども、今、国のほうがマイナポイントを付与しております。

当然保険証を紐づけしますと7,500ポイント、マイナポイントが付きますので、窓口のほうで受給者に対してそのまま紐づけ等を指導しておりますので、ほぼこの57%とほぼほぼ同数だと思います。

そこについて、紐づけされているカードなのかどうなのかという把握ができませんのでこちらのほうでは、今のところはいらっしゃる方については、その保険証での7,500ポイント、金融機関の登録の7,500ポイントについては窓口のほうで今、随時受け付けているところでございます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今のあれは、マイナンバーカードを発行したら保険証は使えるという理解でいいんですか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

マイナンバーカードは取得すると基本4項目というものしか入りませんので、それに対して保険証というのはそれに対して紐づけというか、その手続きをしないと入らない状況でございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

健康保険証がマイナンバーカードに紐づけされる、そのことによるメリット、健康保険証がそういう管理されることによって出てくるメリットをお答えください。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

今現在は保険証とマイナンバーカード紐づけした場合は、二つ保険証を持っているような形になりますので、マイナンバーカードは当然顔写真が付いておりますので本人確認ができます。

保険証については顔写真が付いておりませんので、本人確認ができないという不具合もありますので、マイナンバーカードを持っていくと本人確認ができるというのが一つ、それから、今後は、例えばこの前の県での研修会での話ですけれども、厚労省の課長の話によりますと、今後また電子処方箋であったり、様々なお医者さん同士のカルテのやり取りだったりとか、そういうことにつながっていくので、住民の健康維持にも役立ちますし、医療費の抑制にも役立つんじゃないかという期待はしております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

保険証と連携、紐づけすることにより、さっき課長がおっしゃいましたように、薬の管理、お薬手帳を2通も3通も作らなくてもいいし、各病院で医者が把握しているから薬の二重払いがないとか、そういうのはすごくよくできていると思います。

そのマイナンバーカードを使用するとき、例えば印鑑証明とかいろいろな証明書ももらいますが、今、コンビニ、例えばコンビニありますよね、私も1回行ったんですけど、例えば5時を過ぎたり6時を過ぎたり、操作にうとい方はなかなかやりきれんわけですよ。

私が行ったときにはその店員さんが丁寧に教えてくれて、印鑑証明を発行してもらったんですよ。

それを覚えたら土曜、日曜、夜中でも行けますからすごくよかったですけど、例えば、この機械を役場に置く、受け付けのほうにおいて、それをその担当が教えてくれたら、例えば、教わった方は自分でコンビニに行く、それは結果的にその方も土日でも夜中でもできるからその方にもメリットある、そういう方がこちらのほうに来なくなったら、結果的に業務効率も上がるんじゃないかと思うんですけど、そういう機械を、機械という言い方でいいかな、それを役場に入れることは考えていないか。

その費用としては、その費用はリースなのか、それともどこから貸与されるのか、そこいらをお答えください。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

お答えいたします。

コンビニ交付でございますが、ちなみに夜中もということでありましたので、確認の意味で申し上げます。

朝の6時半から23時まででございます。

この360日、土日、祭日も全てその時間帯では交付が受けられるという、これ全国どこのコンビニでできるということでございます。

議員ご指摘のとおり、なかなか機械の操作がうまくできない方については、非常にご不便かなとは思いますが、一応向こうのパネルのほうにはわかりやすく本当は書いてあるので、そこをタッチしていけばだんだんできるのかなと思うんですけども、その練習用と、窓口が混雑するので、隣のほうでその機械を、そしたら窓口の効率が上がるんじゃないかというご指摘でございますけれども、費用が、まずこれは最新のなんですけれども、最新でちょっとうちの電算係のほうでお願いして見積もりをとってもらったんですけども、初期費用が約473万円程度、それから、先ほど言いましたとおり、その機械のリースとか、そういうランニングコストが年間100万円ほどかかります。

役場に設置して、コンビニのように365日先ほどの時間帯が交付できればいいんですけども、役場の開庁時間しかまず使えないというのが1点、それから、コンビニでもなかなか使えないので、じゃあ役場でちょっと練習してというのがあるんですけども、なかなかそういう方がどれだけいらっしゃるのかということ考えたときの

費用対効果を考えた場合は、ちょっとこの金額は大きいかなということで、近隣の市町村、県内もずっと聞くんですけども、なかなかそこまで踏み切れていない状態で、どこの市町村もそういうのをまだ設置していないという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

このランニングコストの473万円というやつは、例えば、コンビニは自分で払っているんですか。

自分で出している、その機械を購入して。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

当初の初期費用のことですかね、今はコンビニ交付がありましたら、使用料ということで必ずこちらから金額を出しておりますので、ランニングコストについてはそれで賄えるかと思えます。

当初の設置日については、総合プリンターですので、それが対応できたんだと思いますけれども、ちょっとそこについては、当初は電算係と一緒にやりましたので、その分についてはコンビニが手出しということはないかと思えます。

○2番（長谷場洋一郎君）

結局国の政策ですから、国から補助ははっきり出ていて各コンビニにあるかと理解していたんですけど、それだったらイニシャルは要らなくてランニングだけで済むかなと思えました。

そのところは確認をお願いします。

これはまたいつか質問します。

もう一点、マイナンバーカードで健康保険証を使えるというのは、先ほどは4点しかマイナンバーカードが使えないという話があったんですけど、自由に使える部分があると思うんですけど、各市町村で。

例えば、余っているスペース、その能力のマイナンバーカードの読み取りとか、その中に、例えば、うちが離島割引カードを使っているけど、そこを組み込むとか、そういうスペースはあると思うんですけど、マイナンバーカードに町独自でそうやってやるというものなんかは考えていないですか。

ちょっとわからんかな。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

今、国のほうはマイナンバーカードをとにかく全国民に持ってもらおうと、そこからサービスを始めるということでございますので、今、龍郷町も57%ほどでございます。

今、一生懸命頑張って交付率、11月に入って11月からで170件ほど申請を受け付け

ておりますので、まずはそこから最初だろうと、そうしないとマイナンバーカードを持っている方、持っていない方でちょっとサービスに差がでていけませんので、利便性を上げるということでは必要かと思えますけれども、今現在、町独自で何かそこに、チップのほうに何かを取り込んで、業務に役立てようということについては、町全体のことになるかと思えますので、町全体で今後話し合っ、入れられるものがあれば利用していければと思います。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今の質問で私が期待する答えが出てきたら、今度の質問は、先ほどの過去の一般質問でやるか、このマイナンバーカードに紐づけてやるかで、マイナンバーカードに紐づけて質問するんですけど、マイナンバーカード、先ほど健康保険証を利用できるとありますが、健康保険証を利用するという過程で、あえてここで質問させていただきます。

指定難病、指定難病は前回も質問をしてかかる旅費のことについて質問しましたけど、あえてマイナンバーに絡めて、マイナンバーカードで健康保険証を利用できるかという返答がもらえるかと思ってここに入れたんですけど、ここに龍郷町心身障がい児療育費、旅費助成事業の申請というのがあります。

これが助成対象となる人が療育手帳の交付を受けた者、18歳未満、身体障害者手帳の交付を受けた者、その他町長が特に該当すると認めた者、これは心身障がい者が鹿児島に行く場合に、ここでできなかった場合に旅費を補助するというのが、この前の前回の答弁でも出てきました。

対象児と保護者1名分の船舶の2等実費、これは船も飛行機もそうです。

離島割引利用後のです。

これを見たら、じゃあ当事者はこれでやりましょうという話になるんですけど、ここに申請書があるんですよ。

申請書は住所を書いてするんですけど、下のほうに医療機関等証明書というのがあります。

例えば、私が言いたかったのは、さっき健康保険証と紐づけられていれば、この証明書も要らないんじゃないかと、医者が把握しているからと期待をしての質問だったんですよ。

だからマイナンバーカードに健康保険証が登録されると、この医療機関の証明書は要らないかという質問。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

この保険証の当然保険証が紐づけされますので、各医療機関等もそのような情報を

入れ込んでいくのかと思います。

町長の答弁で、国民の利便性の向上、行政の効率化というのがありますが、括弧の中には、各申請書の省略というのも入っております。

住民の方には各行政機関への提出書類の中で、書類が簡素化になるということも含まれておりますので、ゆくゆくはそれも可能になってくるのではないかと、今のところは推測はしておりますけれども、今の段階でそれが必ずなりますよという断言はできませんけれども、この前の説明会でいくと、いろんなそういう個人情報、医療機関が持っている個人情報もその中で管理されるようでございますので、ゆくゆくはそれもできていくのではないかと思います。

以上です。

○副町長（則 敏光君）

マイナンバーカードの申請率、交付率を引き上げるために、今、町村会、市町村長会で検討しておりますのが、JALと連携しまして、離島割引カード、これをマイナンバーカードでできないか今、検証中です。

それができればかなり大幅に申請率が、交付率が増えるんじゃないかと。

もう一つは、高齢者の方がマイナンバーカードを持つことによって、交付率が一挙に伸びる可能性がありますので、今このへんに着目した取り組みを今、検討しているところです。

以上です。

参考までに。

○2番（長谷場洋一郎君）

例えば高齢者といったら何ですか。

高齢者がたくさん入る組みで、まだ言えない。

○副町長（則 敏光君）

町独自の取り組みもしたんですけれどもね、なかなかセキュリティの関係で、民間会社との連携が国の規約にいろいろとクリアする課題が多いというのがあって、今そのクリアすべき課題が多いですよというようなことを、県を通して国に物申しているところです。

そういったハードルを下げちゃっていろいろ取り組みたいと。

何かというのはまた今後のお楽しみということで。

○議長（前田豊成君）

そのJALカードじゃなくて高齢者という話であって、どういう施策かと。

○副町長（則 敏光君）

いやいや、ですから、例えばの話ですが、ちょっと飛び込んで頓挫しているんです

が、小さい話なんですけれども、ワークセンターの高齢者の減免の関係を、マイナンバーカードだったら安くなりますよと。

マイナンバーカードを使ったらさらに特典を付与しますよとかいう取り組みを、町独自でいろいろと考えたんですけれども、これについては国の規定がちょっとハードルが高いので、これをもっとゆるめるようなやり方をお願いしますと。

例えばの話でした。

○2番（長谷場洋一郎君）

ちょっと期待しましたが。

この旅費助成が今、マイナンバーいろんなものと紐づけできたら、これが要らなくなるわけです。

例えば、鹿児島市内で医療機関に通院する場合、何とか特殊な病気を持っていて、ここで病院に行けない方は鹿児島に行かなきゃいけないわけですよ。

そういう方が行くときに旅費の補助が、指定難病に対する旅費の補助が出るというのがこれなんですよ。

これで次に申請書を出すときには医療機関の証明書が要ると。

これちゃんと数字に変えていったら、鹿児島市内で医療機関に通院する場合、この申請書を出すと旅費の補助がくるわけですよ、約2万5,500円、約です。

これはありがたいことです。

けどここにある医療の証明書をもったら、例えば、全部の医療機関がそうじゃないですけど、証明書が5,500円とるところもあるわけですよ。

そしたら20%町から旅費補助をもらって2万5,500円もらって、その2割は病院に払うわけですよ。

結局はその2万5,500円もらっても5,500円払うから、その当事者、指定難病に関する方の負担がかかるわけですよ。

だから、このここに書いてある医療機関の証明書を領収書に変えとか、例えば、マイナンバーカードが紐づけできたら何の問題はなかったと思うんですけど、例えば、今現在これを申請する人は、じゃあ2万5,500円をもらうために5,500円の申請を出す。

じゃあ次の方は、例えば領収書で対応できますよといったら、その方は丸々2万5,500円入る。

だから、この対応は早くしてほしいんだけど、そういう早い対応ができるかどうかお聞かせください。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

心身障がい児の療育旅費の医療費証明書の取得についてなんですけれども、この申請にあたり、確かに議員の言うとおりの医療機関等の証明書をいただいています。

この証明書をとる理由として、この助成制度に該当する医療機関を受診したかの確認、これは支払った領収でいけると思うんですけども、疾病名の確認、やっぱりこれは当該でこの治療が必要という、その確認のためにこの証明をとっています。

今まで私も確認したんですけども、証明書の手数料が要らないときと要るときがあるという話でした。

要綱には、この手数料はまた出しますとかそういうありませんので、年度途中であります。

今月から当初予算の査定もありますので、予算が関係しますので、できるだけこの証明書を支払わないといけないというときには、その証明書の領収書ももらって返還できるような形をとっていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○2番（長谷場洋一郎君）

今のやつは、多分先に払っていて領収書とか証明をもらったら還元しますよという理解でいいですね。

マイナンバーカードと無理やりこじつけたみたいな指定難病、医療費等ありましたけど、丁寧なお答えをもらいました。

さあ皆様、インボイス制度についてです。

これはなかなか難しいですが、答弁の中で、不明な点はお気軽に町民税務課、また大島税務署へご相談してください。

これはなかなか心強いです。

私もこれがあったときに税務署の担当職員の方に行きました。

税務署に聞いたら、複数の市町村から行政の担当者から問い合わせがあったと。

龍郷町でしたら、今、町内に在住している税理士がいるから、勉強会等をやったかどうかと。

この答弁のとおり、個人経営者の方にも伺ったんですよ。

税務署は相談に乗るといっても、やっぱり税務署より町のほうが相談しやすいと、そういう意見が出ています。

例えば、総務課あたりから全体で見たときのインボイス、税金の支払いというのは、税務課、受けるのは総務課でいいんですかね。

例えば、特別予算、普通会計、特別会計、そちらを両方ともみるという話ですよ、申請はね、それは申請はするわけですね。

○総務課長（岡江敏幸君）

令和5年の3月までにしなければいけないのは、登録しないといけないのが町役場、それから水道事業会計、それから令和5年からまた下水道事業会計、今の生活排水処理場会計が始まりますので、その三つは登録は必要となります。

それから、先般うちの総務課の職員と町民税務課の職員が大島税務署のほうで説明を受けてきたところでございますけれども、やはり国税が関係しますので、税務署からは、やはり町内の住民の方や事業者の方への周知方法に関しまして、また国のほうから龍郷町の広報誌への掲載依頼を行なう予定としておりますということと、あと、町民や事業所から要望があれば、また大島税務署のほうから職員派遣など説明会もしていいですよということを了解を得ていることをお知らせしておきたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでは二つの課にお尋ねします。

企画観光課、島育ち館は実際に対象になると考えられます。

それから町内事業所への対応、インボイス関連事業に対してね、それは企画観光課はどういう対応をしますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

まず町内の事業者でございますけれども、町の商工会が中心となりまして勉強会を実施する予定にしております。

具体的には税理士さんを講師といたしまして、さらに今日、本日18時からまず1回目、明けまして1月26日にも2回目、商工会のほうで勉強会を開きまして、制度の理解と対応を促す予定でございます。

私も本日参加してまいります。

失礼しました。

島育ち産業館なんですけれども、島育ち産業館につきましては、一応代理販売という形になっておりまして、先ほど総務課長が言いましたけれども、税務署のほうにちよつと確認しました。

適格請求者発行事業者である必要はないと考えられるということでございました。

万一請求者を求められた場合であっても、町のほうで全体で登録しておりますので、町が登録しておれば対応は可能ではないかこのように考えております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

じゃあもう一つ、農林水産課では、個人経営の農家とか漁業者はいる、これは何人とは聞きませんが、多分相談を受けると思うんですよ、その対応はどうしますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

農業者につきましては、まずJAの組合及び農協の部会員、あるいは振興会の会員等組織化されて、そのほうに加盟されておられます。

そういった方々へは農協のほうから出荷協議会等、何らかの形で制度の手続きや説明について、個別の相談も行なうという回答を得ております。

それから漁業者につきましても漁協と販売取引を行なっている組合に対しまして、周知し、個別相談にも応じるというようなお話をいただいております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

交付義務が免除される取引、3万円未満の公共交通機関に旅客費、卸売市場において行なわれる生鮮食料品、農協や漁協に委託して行なわれる農林水産物の販売、それは入っていると思うんですよ。

入っていると思いますけど、今日の午前中の徳永議員のところで、地消地産という話が出たと思うんですよ。

片方ではそうやって個人農家の方に頑張れと、町としても使いますよという話をしていますけど、この方が農協にも入っていない、そういう組織に入っていなかった場合に、その方が個人の経営の方が、どうしたらいいんでしょうという多分相談を受けると思うんですよ。

免税業者である一人親方は、課税事業者となって消費税を支払わなきゃいけない。

そのままの一人親方は、消費税相当分の値下げを迫られると。

もしそうなった場合に、その一人親方というのは、取引先からそうやってもう必要ないで断られる。

結局そのやり方のわからない年配の方、個人事業者が、もう面倒くさいからいいやと、そうしたらその方々の収入はなくなる。

じゃあ今の100円でやったやつを110円納めてくれといたら、そのいわゆる利益も少なくなる。

一人一人に対応した対策というのは何かありますか。

農林水産課でいいです。

○農林水産課長（迫地政明君）

農産物の場合、個別個別で販売取引が違っております。

ですので、軽減税率の8%をかかると農産物の販売と、それから種苗、肥料の仕入れなどとか、農業機械設備の購入については10%と、こういった混乱をまねきやすいような制度でございますので、そのあたりについては、よく個別の相談をこちらでも受けるとは思いますけど、できるかぎり、やはり私の課のほうでも制度の理解というのが十分にできていない部分もございますので、今後そのあたりについては十分勉強しまして、混乱をまねかないように町民の皆様方、農業者については丁寧に対応を行なってまいりたいと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

時間を今日は余分にもらっていますから遠慮しないで質問しますが、例えば、請求

書をインボイスするのか領収書をインボイスするのか、両方するのか、納品書ごとの消費税合計で請求する場合とか、一括での売上げに対してとか、今までどおりとかいろいろなものがあるわけですよ。

商工会にも加入していない税務署より町の対応窓口が行きやすい、そういう人は絶対頼ってくると思います。

ただ、幸い、皆様ご存じのように令和5年の10月1日から令和8年の9月30日までは、80%、令和8年の10月から令和11年の9月までは仕入れ額相当の50%が控除できる経過措置が設けられているわけですよ。

質問している私のほうもあんまり理解していない。

答える方もあんまり理解していない。

聞いている方はもっと理解していないと思いますけど、このあいだにね、しっかり勉強して、経過措置が設けられているあいだに体制を整えて、相談者に寄り添った、いわゆる個人の経営でやっている方に寄り添った対応をできるように対応してほしいと思います。

準備を万全にしてほしいと思います。

それから最後に企画観光が管理する公共施設について、改めてお伺いします。

耐震基準を満たすのは36、残り8施設が満たしていないと、経過年数41年以上経っている、こういうのをこの前、調べてもらっていますが、生活館のトイレ、これは何でこの質問をしたかといったら、10月22日に外来種の駆除がありました。

戸口へき地集会所へ集合しまして、環境省の職員とかツアーガイド、たくさんの方が集合しました。

そこで打ち合わせをしてやったときに、女性の方がいたんですけど、そのトイレは男子トイレしかないわけですよ。

女性の方は環境省の方かツアーの方か知りません。

参加した方は龍郷町の方じゃありません。

その方が、3、4名待っているわけですよ。

私が入っていったら、「空いていますか」と言われているわけです。

1人いたもんですから、「今、男性1人入っていますよ」と言ったら、そこから出発になったもんですからその方は出発したわけですよ。

このトイレというのは各生活館もあります。大勝の場合は男女別にしました。

この多くの方が利用する施設のトイレの男女別、これが今、管理しているところで何カ所かできているのか、またできていないところがあったらやる予定があるのかまでお答えください。

○企画観光課長（勝元 隆君）

企画観光課が管理する公民館でございますけれども、共同トイレになっている箇所がご指摘のあった戸口の振興センターを含めまして7カ所ございます。

現代において男女共同のトイレというのはそぐわないなあと私も感じてはおりますけれども、改修するには多額の財源が要るわけでございます、先ほど町長の答弁にもありましたように、近く各公民館の個別計画を策定いたします。

この中で大規模改修や建て替え等の時期を精査したうえで、対応を検討していきたいと思っております。

特に災害時に避難場所に指定されている箇所については、優先的に進めるべきではないかと、このように考える次第です。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今回の質問は全て改修とか計画とか予定とか、それは多分全て絡んでくるわけですよ。

課長と一緒にいったのが、秋名の織工養成所、そこに4名か5名いて、その担当者の方と話をしたんですけど、雨漏りがすると、台風の時雨漏りがすると。

その屋根の樋も外れていて、そういう苦情というか受けたんですけど、その対応はもう終わりました。

○企画観光課長（勝元 隆君）

以前も議員に同行して見にまいりました。

その際に嘉渡の織工養成所につきましてもまわったんですけども、嘉渡の織工養成所につきましては、今年度利用者の方から、まずトイレを洋式に改修してくださいという形でご要望をいただいております、これは洋式トイレに改修をいたしております。

ご指摘の台風時に窓枠なんですけれども、こちらから雨水が侵入するという件の話も伺っております。

状況も調査して把握しているんですけども、まず、雨戸だけを改修を先に実施しますと、あちらも耐用年数過ぎておまして、今後大規模改修の時期がきたときに、逆にその雨戸を手戻りで外さなきゃいけないといったような形もございますので、この件も先ほどの公民館と同じように、今後その個別計画等をつくって、今後の方針を固めたいと対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

その耐震に適用していないところがかなりあったわけですね。

見たらひさしのほうからコンクリが落ちてくるとか、そこが立ち入り禁止になって

るかと思っただけでなっていない。

立ち入り禁止の表示はなかったですね。

だから、もし落ちてきてケガしたりとかありますから、じゃあ古いものは古いで修理もできない、しばらく置いとくけれども、そこに人が立ち入ったら、もし落下物があってケガしたりする恐れもありますよね、だから、その立ち入り禁止とかそういう封じはやらないですか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

爆裂につきましても調査をしたうえで今後対応しなきゃいけないんですけども、まずは先ほど来、話していますように、まずは個別計画の中でまず全体的な調査をして、それから改修時期を考えていくという形になろうかと思えます。

○2番（長谷場洋一郎君）

建物に関してまた同じ質問、同じ答えだと思いますけど、島育ち館も一緒に行きました。

熊本、菊池市の特産品の販売をしていました。

ただ、売り場が狭くて不便なわけですよ。

ある日見ていたら、中庭が空いているからリニューアルできないかなとか、向こうの冷蔵庫に電気が消えているとか、実際にそこでやっている方々が、加工場のほうで換気が悪い、換気が付いていないと、そういう要望を聞くけど、またさっきの話に戻りますけど、いわゆる計画、例えば島育ち館だったら複合施設を造るという答弁もありました。

また検討する。

それをするまでに何年かかるのか。

例えば、それを10年も15年もかかるのであれば、その改修をしてやっている方がやりやすいようにする。

もしできないんであったら、複合施設の建築の、建設の行程を示して、このあいだはいわゆる予算が二重にかかりますから今は補修しませんとか、仮にできるものであったらやってほしいけど、もともとそういう設計でやっていない、島育ち館に関してはですね。

だから、改修することに対して余計なお金もかかりますし、費用対効果というのもないと思いますけど、長い計画というのが、例えば複合施設の計画にしても答弁するたびに違ってくるわけですよ。

やると言ったり、また検討しているとか、だから、そういうことで、例えば働いている方も換気扇、簡単なやつだけ要望したいけど、要望しても返事がもらえないみたいな話になっていますけど、こういうところをですね、冷凍庫の電気が消えている、

換気扇が悪い、複合施設は建設の予定、それも含めて見解を示してもらっていいですか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

議員ご指摘のように、島育ち産業館は昭和63年に建設されておりまして、計画当時は町内の農産物を使った製品の製造、加工施設として建設されておりますことから、現在の用途とは乖離がございまして、使い勝手が悪いように感じているところでございます。

軽微な変更のことであれば、その都度対応したいと考えているんですけども、ご指摘のリニューアルとかになると財源がかかります。

これは9月議会においても、平岡議員からの質問にも答弁いたしましたように、今後複合施設も含めて先ほど来、何回も申しているんですけども、個別計画を作成いたしましたして、公共施設等総合管理委員会において、新設か、大規模改修によるリノベかを協議検討したいと考えております。

このことについては、この管理委員会の中で今年中にうちのほうから、企画課のほうから方針案をまずあげまして、それから補佐クラスによるワーキンググループ、そのあと課長クラスによります委員会のほうで話を詰めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（前田豊成君）

換気扇と冷蔵庫の電気をと言っているんでしょう。

その軽微な面についてと、そこまで。

○企画観光課長（勝元 隆君）

冷凍庫の電気につきましては、電気を変えるだけでございまして、そこは早急にやります。

換気扇につきましては、やっぱり構造上すぐすぐにはできないと伺っております。

これにつきましては、ちょっとリノベになるのかわかりませんが、そのときにまた検討したいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

じゃあこれで最後です。

島育ち館の販売手数料、その10%が20%に上がっています。

この経緯、説明をお願いします。

○企画観光課長（勝元 隆君）

販売手数料につきましては、昨年度から検討をしていた事案でございまして、今年の4月に早々、龍郷町村おこし事業実行委員会の中で協議をいたしております。

そちらのほうで承認をいただいたということで、従来の10%から20%に変更した次

第なんですけれども、その20%の根拠ですけれども、他の物産館と島育ちと似たところの施設を参考にいたしました。

例えば、笠利町にあります「味の郷かさり」や住用の観光交流館の「三太郎の里」も一応20%という形になっております。

ちなみに、民間のほうになりますと、さらに高い手数料になっております。

以前より利用していただいた利用者の皆様には、半年間の周知期間という形を設けてご理解をいただいていると、このように認識しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

私が議員活動を開始したときから、コロナ禍で多くの行事も中止になり、人とのふれ合いもなくなり、我慢を強いられています。

2カ年議員活動をやり、4年の折り返しを迎えましたが、今、進捗状況を伺い、成果もありましたし反省あります。

これも含めてあと2年、公言ができるように努力することを誓って、今回の質問を終わります。

何かありますか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

先ほど議員のほうから、コンビニでのマイナンバーカードの機械の初期費用はどうなったんだという質問でちょっと答えられませんでしたので、ここで答弁したいと思います。

コンビニにはもともとこのサービスが始まる前から、コピーとかファックスとかいう複合のプリンターがあったんですけれども、その機器をそのまま使えるということで、初期費用は必要なかったということでございます。

以上です。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

今ある複合のプリンターで使えるかと思えますけれども、その機械を設置すると、役場の事務所内のほうにしか出てこないもんですから、また、通常の業務で頻繁に使っているものですから、新庁舎だけでも2台しかありませんし、通常の業務にまた支障を来しますので、当然入れようと思えば専用のプリンターを設置しないと、ちょっと意味がないというか、効果が出ないと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

私は要望をして、これで質問を終わります。

以上。

○議長（前田豊成君）

長谷場洋一郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

3時10分より再開いたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時10分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、圓山和昭君の一般質問を行ないます。

○6番（圓山和昭君）

町民の皆様こんにちは、圓山和昭でございます。

コロナウイルスの減少に伴い、各種行事の再開をうれしく感じております。

地域住民同士のご協力、町民の絆を再確認できて、龍郷町の力を感じているこのごろでございます。

来年もスポーツ、文化、芸術の充実と、町民の皆様の躍動を祈念しております。

それでは、先に提出しております通告書に基づき、住民自治によるまちづくりについて質問いたします。

本町20集落においては、区長さんを中心に各種団体があり、集会所管理、集落の環境美化、防火・防災・防犯・交通安全、年間公営行事運営など、自分たちの地域のごことは自分たちで守る、解決するという地域の自主・自立の認識と責任感のもと、駐在員や民生委員、各種団体役員など、地域で探し、担い手の後任を立てていることと思っております。

そして、集落運営のみならず地域社会を支えておられる役を担う方、町の運営にかかわる方々も身近にたくさんいます。

龍郷町報酬、報償及び費用弁償等に係る条例だけを見ても、相当数の委員がおられ、議会の議決を要する委員以外にも各種協議会や会議、団体、各種計画の策定委員としても住民の方々に町政運営にご協力いただいております。

このほかにも地域の母子保健推進委員やスポーツ推進員、交通安全協会、そして行政相談員や人権擁護委員、民生・児童委員、保護司などございます。

恥ずかしながら、私自身が現在一役を担っている保護司も議員になるまで知りませんでした。

実は身近な人が担っている約束の内容まではわからなかったりするだけで、集落運営や地域社会のために陰ながら支えてくださっている方が多数おられます。

支え合いのまち龍郷町には、日ごろから地域社会、集落運営のために汗をかいてお

られる方々は大変多く、感謝しておりますが、役職を担うとなるとまた違う苦勞もあり、なかなか手が挙がらないのも実情ではないかと思えます。

集落づくりはまちづくり、集落の活性化と活力こそ町の発展と充実につながっていくという思いから、住民自治によるまちづくりについて質問いたします。

2点質問いたします。

少子・過疎高齢化社会の中、コロナ禍での住民同士のつながりの希薄化により、町政運営参画や集落機能の低下、集落運営を支え協力する担い手なり手不足への現状と影響についての見解は。

本町20集落のそれぞれの地域特性や特徴など、その「地域らしさと住民の絆」、「龍郷らしさ」を維持していくための移住定住促進の在り方についての見解は。

以上の質問につき当局の答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

圓山議員から、住民自治によるまちづくりについてのご質問がございますので、順次お答えを申し上げます。

1点目の少子・過疎高齢化社会の中、コロナ禍での住民同士のつながりの希薄化により、町政運営参画や集落機能の低下、集落運営を支え協力する担い手（成り手）不足への現状と影響についてのご質問にお答えを申し上げます。

町政に参画できる仕組みづくりとしましては、広報誌やホームページを活用して、常に情報を公開しているほか、「町民と語る会」や駐在員会、民生委員児童委員協議会などの集団的な広聴を通して、町民の意見や要望などを把握することにより、情報の積極的な発信・収集・情報公開による透明性の高い行政運営に努めているところでございます。

また、コロナ禍での集落機能低下の対策としまして、昨年度、伝統行事や各種団体の交流、希薄化した絆の再生・再構築に対する費用を助成する「集落再生事業」により、助成金を交付いたしましたところでございます。

集落運営を支え協力する担い手不足の現状と影響でございますが、以前から駐在員や民生・児童委員等の成り手がなく、一人で数役を担うケースも見受けられ、コミュニティ機能が低下し、維持・存続が危ぶまれているとの声を伺っているところでございます。

少子高齢化が進む中、今後はさらにこの状況が拡大することが予測されることから、他の自治体の取り組み事例等も参考としながら、集落コミュニティの維持・活性化に向けたあらゆる施策を検討してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思えます。

次に、2点目の本町20集落のそれぞれの地域特性や特徴など、その「地域らしさと

住民の絆」、「龍郷らしさ」を維持していくための移住定住促進の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

令和3年度における本町への転入者は全体で391人、うち県外からは133人でした。

一方、移住ガイドセンター「住もうディ」への移住に関する相談は156件寄せられており、本町を移住先に選ばれる方は年々増加傾向にあると考えているところでございます。

このため町では、移住される方々に各集落区長の紹介や集落運営協力をお願いチラシを転入手続きの際に配布しているところでございます。

具体的には、毎月第3日曜日の集落内清掃や公民館や外灯の維持管理が自治会費で賄われていること等の周知でございます。

このことは移住者に本町の地域特性や特徴を理解していただいたうえで住んでもらいたいとの意図が込められておりますが、今後はさらに行事等への参加なども追加するほか、ホームページ等での周知も考えているところでございます。

この取り組みが移住定住促進と、移住者が地域社会の新たな担い手として人材の掘り起こしにつなげていければと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、1回目の答弁といたします。

○6番（圓山和昭君）

それではちょっと再質問等に行きたいと思いますが、町政については答弁いただきましたとおり、情報の積極的な発信、収集、透明性の高い行政運営に努めていると感じております。

そしてまた、この集落再生事業による助成金、これについては地域の活動などを通して、その後押しを通してまた集落の絆の再生に有効活用できると、できていると大いに期待も寄せているところでございます。

駐在員や民生児童員の成り手の答弁がありましたけれども、ちょうど今年はこの駐在員を兼ねる区長さん、そして民生・児童委員の皆さんの改選の年でもありました。

答弁の中にもありましたが、深刻な成り手不足の中でもまた集落で人選をしていただいて、新任や継続によってそれぞれの役職が無事に決まったことは、本当に各地域においても安心できたことと思っております。

これは本当に着任された方々に敬意を表しながら、質問をしていきたいと思いますが、一方でこの答弁の中にもありますが、1人で数役を担うケースもあるという答弁があります。

やはり人口減少もこれは理由の一つにもなっているとは思いますが、本当に約束を引き受けてくださるといって本当に崇高な理念をお持ちの方に、そういう方に

ばかりまた負担が増えていくということも集落としてもやはり避けたいことですし、町としてもこれは何とかしてあげられないかということで、将来に向けて、これは今のうちから考えていかなければならないことだと感じております。

この件に関しましても、答弁の中にもさらにこの状況が拡大することが予測されると書いてありますので、このことについての質問は割愛いたしますけれども、そういった中で、最初の私の総括質疑の中で申し上げましたが、いろんな各種団体、そして各委員というのが龍郷町には町内に存在しております。

そういった地域の各種団体、町から委嘱された各委員の紹介、そしてまた、どういう人が、そしてどういう役職の人が身近にいて、どのような役割をその地域の中で、龍郷町の中で果たしてくださっているのか、年に一度とか二度、何とか週間、何とか月間という時期もありますけれども、ちょうど今、人権擁護週間ということで、町内放送ですとかホームページ等でも周知はしていると思うんですが、そういった期間以外も含め、そういったものをまたわかりやすく紹介する、紹介できるようなツールがあれば、またひとつ地域住民に対しての周知等も関心を持ってくれるのではないかなと思うんですが、ちょっと課長の見解をお聞かせ願います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今、議員がご指摘になったように、各集落にはいろんな役員等がございます。

老人クラブとかPTA、育成会、あと各種団体役員、あと今おっしゃっています町が委嘱しました、例えば母子保健推進委員とか、行政委員、今、まさに今日ですかね、特設人権相談所開設、これ言っておりましたけれども人権擁護委員がございますけれども、確かにその時期になれば、行政相談とか人権相談とか、時期になれば紹介があるんですけれども、特にその時期がない場合は、町民の皆さんにはあまり浸透していないのかなと思うところでもございます。

それで、今後は議員がおっしゃるように、他の委員等についても広報誌、今ちょっと思いつくのは広報誌を活用して、そういった各委員の紹介コーナーみたいな、そういった紙面のスペースを設けてまして対応できないか、今後考えていきたいと思えます。以上です。

○6番（圓山和昭君）

ぜひ紹介、そういった発信をしながら、移住者も含めて新たな人材の掘り起こしですとか、様々な役職や役割について、また関心を持ってくださる方が増えることを期待しております。

答弁の中で、令和3年度の転入者が391名、県外から133名、さらに移住に関する相談が110件ということで、相談は110件に対して住む場所が恐らく足りてもいないのかなあというところもあると思えますが、そういった中で、先日、来年度奄振法の改正

に向けた取り組みという形で、先日の新聞にはこの新法に向けた県の総合調査の報告書の素案ということでの記事がありました。

その中には、移住者を受け入れるための環境づくりなど、定住の促進などを整理したという文言の記事もありましたけれども、この移住定住促進、これは移住定住の施策というのは、本当に推進は非常に良いことではあるんですけども、これは全国、そしてまた県内一律の施策が、これはまた良いともまた限らないと私は感じております。

いかにしてその地域特性に見合った施策に展開していくか、その地域の方々の思いや、その特性は見合ったものに変えていくか、活用できるようなものを変更しても活用できるような形にしていくものではないと、また、奄美は奄美なりと、龍郷町は龍郷町なりの地域の特性もありますし、また、全国県内一律とはいかないと私は思っておりますけれども、それを受けてちょっとお伺いします。

現在のUターン、Iターンの受け入れの対策というのは、どういったことをやっているのでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

議員がおっしゃるように、各自治体によって特徴がございまして、全く同じような施策というのは取れないんじゃないかと私も思っております。

我々の今、龍郷町においてのUターン、Iターン者の受け入れ対策といたしましては、先ほどの町長答弁でもありましたように、まずは移住ガイドセンター「住もうディ！」に地域おこし協力隊を常駐いたしまして、移住に関する相談を受けております。

同時に空き家バンクの登録や移住定住、リフォームの補助等の対策も行なっているところでございます。

さしあたってこういった対策等を行っているということでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

そういう中で、空き家の改修等にも使える龍郷町移住定住リフォーム等補助金というのも、恐らく今年度からですかね、スタート、もしくは昨年度かな、スタートしていると思うんですが、少しこの概要とその実績というのをちょっと紹介してもらえますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

この補助金の概要につきましては、前回は伊集院議員だったと思っておりますけれども、利付きのほうはちょっと紹介させていただいたんですけども、まず、この補助金につきましては、町外から町内への転入者のための住宅を確保すると、定住を促進する

ということを目的にいたしております。

具体的には転入者、または島外転入者に住宅を貸すという所有者が行なう、10万円以上の住宅リフォーム工事に対しまして、50万円を上限として2分の1の金額を補助すると、このようなことになっております。

令和3年度実績でございますけれども、令和3年度が7件、金額にいたしまして314万2,000円助成しております。

今年度、12月末現在の実績でございますけれども、現在8件、313万6,000円の申請を受けております。

いずれも当初予算は400万円計上しております、予算額に達し次第終了という形になっております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

令和3年度は7件、今年度は8件ということであれば、非常に有効に活用ができていると受け止めたいと思います。

こういった移住定住の中で、約400万円の予算ということで確保しておりますけれども、やはりUターン者の受け入れがあれば、例えば親の介護があったり、介助があったり、もし財産が島にあったりとか、そういったものもあれば、また空き家、空き地の活用、そしてまた親戚関係、いろんなことに対してのまた改善もされていくのではないかと思います。

今現在は、龍郷町においてはNPOとの連携もまた進んでいまして、その効果も実績も私もこれは実感しているところではありますけれども、これまたUターン促進にひとつ力を入れていくというのも良いきっかけになるんじゃないかなと思います。

この上限50万円の移住定住、このリフォーム等補助金もいいんですけれども、一つ私が参考にしたいのは、天城町にある施策なんです、天城町の「お帰りのさい住宅改修補助金」というのがございまして、これはまさに名前のお通り、お帰りのさいなのでUターン促進ということで、これは上限100万円の住宅改修ということで、やはり条件に関してはいろいろと龍郷町よりもハードルが高い部分もあるとは思いますが、少しそういったUターン者、出身者に対してそういったアプローチができる、こういった施策があるんだよという、そういったメニューをこちらのほうでつくっていくのも一つの案かなと思いますが、課長いかがでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

空き家を貸したい、売りたいと考えている所有からの問い合わせ等に、先ほど言いましたけれどもNPO法人、奄美空き家ラボと連携して対応しております。

このことが空き家バンクの登録にもつながっております。

ちなみに、今現在、空き家バンクの登録は、住居が18件、土地が5件になっております。

天城町の取り組みでございますけれども、議員からちょっと以前紹介いただいて、私のほうでも確認をいたしました。

要綱を見ましたけれども、Uターン促進のための居住者のいない実家等の改修費用の一部を助成すると、経費の2分の1で上限が100万円補助制度でございました。

ちょっと原資についてはそこまでは調べませんでしたけれども、この中で採択の条件としまして、地域の活動に積極的に参加することが条件と、こういった具体的なことまでうたわれております。

Uターンの場合、その地域にルーツがありますので、移住後すぐに地域に溶け込んで、地域の担い手としての活躍も大いに期待されますので、今後施策の一つとして考えたいと考えております。

また、町長の答弁でもありましたように、天城町も含め各自治体いろんな移住定住支援策を講じております。

これらの取り組み事例等も参考にしたいと思っております。

また、先ほど来、先日町長も郷友会から帰ってきたんですけれども、そういった郷友会の中でも、こういうUターンどうですかというような声かけもよろしいんじゃないかと、このようにも思っているところでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

そうですね、ぜひ前向きに、そしてまた事あるごとに、機会あるごとに、また町長も町長が出張等も、郷友会とのまた交流等もあると思っておりますので、いろんな形で発信して、Uターン促進もぜひ力を入れてもらえればと思います。

空き家バンクが18件という答弁もございました。

もちろん移住促進もいいんですけれども、これとやっぱり並行して、18件に対して移住相談は110件と、空き家バンク18件、移住相談110件、移住の需要過多と私は感じたんですけれども、この移住と同時にですけれども、いかに定住につなげていくか、このマッチングと定住後のサポートというのが大切ではないかと思っておりますので、それぞれのまた龍郷町においても20集落のまた特性があったり、行事があったり、それぞれのルールがあったり、ローカルルールとかそういったものもありますので、より具体的な情報をわかりやすく発信、伝えることができれば、また mismatch 等にならないとか、住んでみたはいいがこんなはずじゃなかったとあって、3年、5年、10年ですぐまた出ていってしまうようなことがないように、このマッチング、そして移住者のサポートのためにも、いろいろアイデアを駆使してもらえればと思います。

この移住定住の促進という政策の一方で、やはり集落運営の充実というものが一番集落の活性化と活力になって、町の発展につながっていくと感じます。

地域からの提案による補助事業、この地域活力創出事業などもありますけれども、これは一つ私の提案です。

やはり人口減少、過疎・高齢化になってきますと、空き家の管理だったり除草作業だったり、隣近所で生い茂る空き地の草刈り、雑草等とか畑の草刈り等、地域住民隣近所でみんなやっております。

そういった中で、例えば地域環境対策事業なるもので、そういった庭木等の手入れ、通学路、生活道路などの集落の環境美化対策を行なう地域集落の団体に対しての補助金制度、助成金制度などもつくってみて、その集落の環境維持対策の充実を図るということも一つ提案したいんですが、緒と見解を課長、お願いします。

○企画観光課長（勝元 隆君）

地域活力創出事業、私どものほうで今、所管しているんですけども、基本的には空き地、空き家の除草作業等は、所有者が行なうべきものであると、これは大前提であるんですけども、例えば、所有者不明とか、所有者がいても管理ができないとかいう事情で、雑草等の繁茂が著しくて景観を損なって、あと防犯上もよろしくないといった場合には、一応今のところは議員がおっしゃったように、集落作業等で対応せざるを得ないんじゃないかなと考えております。

そこに助成金を充てるというご提案でございますけれども、これ財政が伴うことでございますので、私一人の判断ではできませんので即答はできませんけれども、そもそも所有者の了解なしにその敷地に入って草刈りをするのが、果たして大丈夫なのかということもありますので、そのへんも含めまして、今後調査検討してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

様々な情報を収集しながら、ぜひそういった可能性を探っていただければと思います。

最後になりましたけれども、すみません、最後じゃなかったですね、ちょっと消防署長にお尋ねすることがありまして、移住者の方々でも地域に馴染んで、本当にコミュニケーションをとってすごく頑張っている、活躍してくれる方々もたくさんおります。

そういった中で、地域を守る消防団に入って活動をしてくださっている方々もまたおられると思います。

ちょっと消防署長に聞きたいんですけども、現在の消防団員数における、大体でいいんですけども移住者の割合というのは、大体何割ぐらいいるかなというのがもしわかれば答弁をお願いします。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

お答えします。

移住者の割合ということなんでしょうけど、現在、消防団員として145名在籍しておられます。

その中で、1割弱の方が、12、3名でしょうかね、いわゆる移住者、概念がちょっと厳しいとは思んですけど、12、3名の方が消防団として地域の防災を担っているような形になっております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、ありがとうございます。

やはり地域のことを理解して、そして活動を理解して、地域のために移住してきた地域で、一緒に汗を流し、地域を守るという活動をしてくださる方が1割弱ということで、またこういった消防団活動を通して、またさらに地域の輪をつくって行って、どんどん集落のことを知る、地域を知る、地域のためにという方々がまた増えてきてくれると、非常に我々地元民としてうれしいし、ありがたいことだなと今、感じたところでありました。

最後に、本当に何をもって移住政策が成功となるのかというところです。

これは私見として、これは私の勝手な意見として、移住者は住みたい場所に住める家があつて、そこに住むと。

そしたら今度は、ぜひ受け入れる集落や集落住民も大変また喜ばしくて、歓迎される関係が築けることが、私が思う移住政策の成功だと感じております。

そういった中で、橋渡しをできる人を育成したりとか、そういった環境をつくるということも非常に大事になっていくんじゃないかなと、これは私個人の意見ではありますが、では最後に、町長が考える移住定住政策の理想像を述べていただいて、私の質問を終わります。

○町長（竹田泰典君）

私、つい先日、東京龍郷会に議長と一緒に出席をさせていただきました。

出身者の皆さんが、龍郷町への思いというものをひしひしと感じたところがございますけれども、今、圓山議員がおっしゃったように、やはり定住に向けては、その地域に馴染んでいただかないとどうにもならないということだろうと思います。

そういう中で、ある提案がございました。

私、就任当時から紬ショーをやりたいという思いを持っているところですが、本年度から取り組んでいこうということの中で、ある出身者の皆さんが、里帰りツアーをやったらどうかというお話がございました。

そういう状況の中で考えたときに、やはり郷友会のほうでも二世、三世の時代になって大半希薄化になってくると。

そうなりますと、これを続けることによって、出身者の皆さんが龍郷町に思いを馳せていくということだろうと思いました。

今後ともこの「住もうディ！」を中心として、定住促進には力を注ぎますけれども、やはり出身者の皆さんの力をいただきながら、連携を深めて進めてまいりたいと思っていますところがございます。

今日は大変圓山議員から貴重な、地域を担っている皆さんの紹介とかいうのも一つの案じゃないかという新たな発想をいただきましたけれども、これはどんどんやっていかなければならない仕事だなあと、今、痛切に感じているところがございます。

どうぞ、議会と執行部はいつも切磋琢磨しながら、龍郷町の振興にあたっていきたいと思います。

どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（前田豊成君）

今年最後の一般質問者となりました。

圓山和昭君の一般質問は終わりました。

お諮りします。

日程の都合により、明日12月7日は休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって12月7日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後3時42分

令和4年4回龍郷町議会定例会

第 2 日

令和 4 年 1 2 月 8 日

令和4年第4回龍郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月8日（木曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 承認第11号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第52号 龍郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第53号 龍郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第54号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第55号 龍郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第56号 龍郷町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第57号 龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第58号 龍郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第59号 龍郷町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第60号 龍郷町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第61号 龍郷町長等の給与等に関する条例及び龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第62号 龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第63号 龍郷町診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第64号 龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第65号 龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第66号 龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定
- 日程第17 議案第67号 龍郷町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定
- 日程第18 議案第68号 龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定

- 日程第19 議案第69号 令和4年度龍南中学校長寿命化改修工事（建築本体）請負変更契約の締結
- 日程第20 議案第70号 財産の取得
- 日程第21 議案第71号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 議案第72号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第73号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第74号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第75号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第76号 令和4年度龍郷町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議員派遣の件
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋 研太郎 君	2番	長谷場 洋一郎 君
3番	久保 誠 君	4番	前田 豊成 君
5番	隈元 巳子 君	6番	圓山 和昭 君
7番	伊集院 巖 君	8番	徳永 義郎 君
9番	田畑 浩 君	10番	平岡 馨 君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥 君 書記 菊田みゆき 君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名 氏名 職名 氏名

町 長	竹 田 泰 典 君	町民税務課長	大 吉 正一郎 君
副 町 長	則 敏 光 君	建 設 課 長	井 一 馬 君
会 計 管 理 者	豊 山 さゆり 君	農 林 水 産 課 長	迫 地 政 明 君
教 育 長	碓 山 和 宏 君	生 活 環 境 課 長	藤 原 聡 君
総 務 課 長	岡 江 敏 幸 君	土 地 対 策 課 長	竹 山 智 幸 君
企 画 観 光 課 長	勝 元 隆 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	里 園 一 樹 君
保 健 福 祉 課 長	満 永 たまよ 君	大 島 地 区 消 防 組 合 龍 郷 消 防 分 署 長	嘉 尚 文 君
子 ども 子 育 て 応 援 課 長	加 藤 寛 之 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 承認第11号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）

○議長（前田豊成君）

日程第1、承認第11号、専決処分、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

ただ今議題となりました承認第11号について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）を令和4年10月24日に専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めようとするものでございます。

歳入の内容について申し上げますと、総務費国庫補助金であります価格高騰重点支援地方交付金2,998万8,000円を増額し、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策事業費として約1億1,200万円の増額等を計上いたしました。

その他、事業費の増減を含め、補正の総額を歳入歳出それぞれに1億847万3,000円を追加し、70億6,822万円にした次第でございます。

どうぞご審議のうえ、承認くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

1点だけ、7ページの民生費のほうで、電気自動車用の充電コンセント設置とありますが、本町の電気自動車の保有台数と、今回のこの購入した部署、そして今後の管理、メンテ方針等の答弁をお願いいたします。

○総務課長（岡江敏幸君）

今後電気自動車とかハイブリッドの公用車とか、今後導入していきたいと考えておりまして、今年度、保健福祉課のほうで、軽自動車でございますが電気自動車を3月末までに今、納入するように契約をしております。

今後こういったコンセント工事とかがまた必要になってきますけれども、この8万円につきましては、保健福祉課に導入する公用車分でございます。

○6番（圓山和昭君）

現在の保有台数は何台ありますか。

○総務課長（岡江敏幸君）

保有台数につきましては、現在ございませんが、今年度1台、また次年度以降また導入するよう検討していきたいと思えます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

8ページの節の18の物価高騰事業支援金のこの6,000万円ですが、この主なメニューなり、事業内容をかいつまんで説明をしていただければと思えます。

○企画観光課長（勝元 隆君）

物価高騰事業者支援でございますけれども、これは物価高騰及び電気・ガス等とかが高騰により影響を受けている町内の全事業者を対象にして、一律の給付金を支給するという事業でございます。給付の額につきましては、まず個人事業主さんが一律10万円、法人になりまして、法人の従業員、あと法人の中では従業員数で分けております。

14人以下が30万円、15人以上が50万円、40人以上になりましたら100万円の給付金を充てるという形でございます。

ちなみに、11月現在の実績といたしましては、申請件数が172件、金額にいたしまして2,990万円の額が今、申請にあがっている状況でございます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

確認ですが、7ページの3の民生費の中の節の19、需用費の備品購入費が、科目の組み替えで同じ備品購入費のほうに100万円入っていますが、恐らくこの中では消耗品費で何かを購入される予定だったろうと思えますが、備品のほうに変わった理由は、品物自体が変わったのかどうか、購入される、それについて説明と、あと1点は、さっきも伊集院議員からもありましたが、8ページの節の18、負担金補助及び交付金ですが、マイナンバー促進給付金がこの科目の中に入っていますが、これについては補助事業がなくて、コロナの対策費が何でも使えるということなのでそこに予算が行ったのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

まず1点目の新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますけれども、事業費のほうから備品のほうに100万円組み替えております。

これも当初の需用費、消耗品のほうで使えるものを考えていたんですけど、備品でも何かそろえられるものがある可能性があるということで、一応調整というか、対応すぐできるような形で100万円の組み替えをしております。

ですので、当初は需用費の消耗品の中に1,000万円組んでいたんですけども、その1,000万円のうち100万円だけは備品のほうに置いておいて、使えるような形に組み替えたということでございます。

特にこれを買うためにというわけじゃなくて、今後備品で買う恐れがあるものが出てくるということを想定して組み替えたものでございます。

次、8ページのマイナンバー促進給付金の3,000万円でございますけれども、このマイナンバーにつきましては、そのマイナンバーカードの取得を促進する目的で、このコロナ臨時交付金を充当しております。

内容といたしましては、ご存じかもしれませんが、世帯全員が取得している場合、世帯主が申請をして、1人当たり5,000円の現金支給を行なっているところでございます。

12月2日現在で759世帯、1,529人が申請をいたしております。

最終的には4,000人ぐらいを見越しております。

4,000人ぐらいで2,000万円、大体町民の67%ぐらいの申請があればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（長谷場洋一郎君）

7ページの節の7の報償費、この商品券というのは何ですか。

7ページの3、民生費の節の7の報償費の30万円、商品券。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

この報償費につきましては、元気度アップ・ポイント事業の商品券になります。

高齢者の方が活動されたりすることによってポイントを付与しておりますが、その商品券の費用になります。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、承認第11号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから承認第11号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、承認第11号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

- △ 日程第2 議案第52号 龍郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第3 議案第53号 龍郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第4 議案第54号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第5 議案第55号 龍郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第6 議案第56号 龍郷町職員の勤務時間、休憩等に関する条例

の一部を改正する条例

- △ 日程第7 議案第57号 龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第8 議案第58号 龍郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第9 議案第59号 龍郷町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第10 議案第60号 龍郷町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第2、議案第52号、龍郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第60号、龍郷町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第52号から議案第60号までの議案につきましては、関連いたしますので一括して提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年地方公務員法等の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務を導入するほか、年齢60年を超える職員に係る給与に関する特例を設けるなどの所要の改正を行なう必要があることから提案しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから一括して質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

一つ確認ですけれども、最初の1枚目の52号のほう、一つしかありませんが、これは確認ですけれども、本町は人事委員会があるのかないのか、なければこの22条の中に、職員の条件付きものとし、当該職員が6カ月を勤務し、そのあいだその職務が良好で遂行した場合は正式採用となるものとするとして書いてあります。

その中で、人事委員会を置かない地方公共団体は、規則条件の中で1年に至るまで延長することができるとうたっておりますが、このことに関して、実際やられているのかどうか、それともさっきも言いましたが、人事委員会がなければこのあれが適

用になるんじゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

本町におきましては、この人事委員会というのは設けてございませんけれども、これまでも職員等の身分等に関する条例等につきましては、国の準則に沿った形で行なっております。

先ほど言った1年というのが、ちょっとその条文が今、手元にはないんですけれども、これを今回の人事行政等の運営の状況の公表に関する条例の改正の一部につきましては、これは毎年職員の人事行政の運用等に関する条例というのを公表しなければいけないということになってございまして、うちの1年の職員の任命の状況とか、職員数に関する状況、それから給与状況とか、そういった勤務条件とかそういったのを公表しなさいということでございまして、ちょっと説明にならないかもわかりませんが、今回の改正につきましては、これまで再任用職員という制度がございましたけれども、その再任用職員から今回定年前の再任用職員というまた制度も変わりましたので、そういった方々も人事行政の公表に改正をしなさいということでございまして、ちょっと答弁になるかわかりませんが、ご了承願いたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

これは新規の採用の新人職員も入ってくるだろうと思いますが、来年の4月1日から採用になった場合、今まで私たちも半年という感覚があったんですけれども、この中を見てみると、地方公務員の中では1年というのもうたっておりますので、そこが適用されているのかどうか、その点についてもう一度すみませんがお願いします。

○総務課長（岡江敏幸君）

そうですね、おっしゃるとおり、4月1日から9月末日までの6月間につきましては正式な職員ではございませんで、その期間に勤務良好な職員ということが確認できれば、正式採用という形のことをとっております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

すみません、議案第59条の、私の勉強不足かもわかりませんが、龍郷町技能は大体この表現でわかるんですが、技能労務職員となっているんですけれども、具体的にこの技能労務職員はどういうことを指すのか、また、この該当者ですか、対象者が何人いらっしゃるのかをお願いいたします。

○総務課長（岡江敏幸君）

議案第59号の技能労務職員でございますけれども、技能労務職員として今、対応している職員につきましては、現在、給食調理員の方が職員が今現在1名おられまして、

その1名に対する給与関係の改正でございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

議案の53号です。

これはちょっと確認ですけれども、その中の第2条、任命権者は法第28号第1号、第2号の規定に該当するものとし、職員を公認し、もしくは免職する場合、または、同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員の休職をする場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならないという規定が載っておりますが、これは龍郷町が先にお医者さんを指定されているのか、その都度都度やっていかれるのかどうか、それについて説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

医師につきましては、これまで休職をしている職員につきましては、それぞれの主治医さん、それからもう1人の医師につきましては、こちらが指定してございます産業医の方の診断を受けております。

○6番（圓山和昭君）

失礼しました。

3点ほど全体的をとおしての質問です。

この定年延長に伴う改正条例において、職員の定員管理計画において、この再任用職員等どのように区分されるのか、どのようにカウントされるのかというのが1点、そして、役職定年者の皆さんの今度は評価者は誰になのかというのが2点目、もう一点は、役職定年される方々が、例えば課長級で定年退職される方、この件の降級という言葉もありますけれども、課長給は6級と思うんですが、何号に下りるのか、給料は何級の給料になるのか、この3点について答弁をお願いいたします。

○総務課長（岡江敏幸君）

定員管理につきましては、長谷場議員のほうからも職員の定員管理についてはご質問がございましたけれども、今後の定員管理につきましては、定年退職というのが今後やっぱり続いてまいります。

そういったのも鑑みながら、そして、職員は職員のやっぱり定員というのが必要でございます。

それと併せまして、今後の再任用職員制度も、そういったのも含めた形での定員管理適正化計画というのを、今年度末には策定したいと考えてございます。

それから、給与水準でございますが、職員の給料月額につきましては、職員が60歳に達した日ごろ、最初の4月1日現在の給料の7割水準となります。

それから、職員の降給でございますけれども、当然管理職の方の職員は現在は6級でございますが、その6級から今後降給という形で、給料表の5級へ降任いたします。

そして役職につきましても今現在考えているのが、主幹ということで今、検討をしているところでございます。

それから定年者の人事評価になりますけれども、当然それぞれの課の管理職は、定年者の人事評価ということをやっていただきたいということになります。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

最後ですけれども、ちょっとこれは確認ですけれども、前は60歳で定年今までであったんですけど、そのちょっと前に定年すると退職金の上乗せなどあったんですけど、その制度はそのまま移行されていかれるのかどうか、確認までお願いしたいと思いません。

○総務課長（岡江敏幸君）

退職金の手当額につきましては、その職員が不利益を被ることがないように、今後60歳での定年するときの退職金額、それから、今後62歳、65歳になりますけれども、その60歳のときの算定した基礎に基づいた退職手当支給額になります。

○議長（前田豊成君）

その60歳未満の話じゃない、早期退職のときはどうなるかという。

○総務課長（岡江敏幸君）

勸奨退職につきましては、そのまま勸奨退職がございまして、

割り増しはあります。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第52号から議案第60号までは、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第52号から議案第60号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会の付託を省略します。

これから一括して討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから採決を行ないます。

この採決は、それぞれの議案ごとに起立によって行ないます。

まず、議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第52号、龍郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第53号、龍郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第54号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第55号、龍郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第56号、龍郷町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第57号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第58号、龍郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第59号、龍郷町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第60号、龍郷町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第61号 龍郷町長等の給与等に関する条例及び龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第11、議議案第61号、龍郷町長等の給与等に関する条例及び龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第61号、龍郷町長等の給与等に関する条例及び龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本町の町長等の給与等に関する条例等の一部を改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、国の特別職のボーナス引き上げ改定に基づき、本町においても町長、副町長、教育長及び議会議員のボーナスを0.05月分引き上げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしましたと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第61号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第61号、龍郷町長等の給与等に関する条例及び龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第62号 龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第12、議案第62号、龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第62号、龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて本町の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、職員の各給料表の給料月額について、若年層に重点をおいての引き上げ、また、職員の勤勉手当を0.10月分を引き上げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第62号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第62号 龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第63号 龍郷町診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第13、議案第63号、龍郷町診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第63号、龍郷町診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、龍郷町診療報酬支払準備基金条例の一部改正として、龍郷町診療報酬支払準備基金条例の設置目的が、診療報酬の支払いに不足が生じたときとなっているため、

龍郷町国民健康保険基金条例とし、国民健康保険事業全体の円滑な運営を図るための設置目的として条例の一部を改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

この裏の面ですけれども、答弁にも書いてありますが、診療報酬の支払いに不足が生じたときとなっていますが、この第2条のほうに、基金として積み立てる額は各年度特別会計に生じた剰余金の一部の額とする。

ただし、必要のある場合はこの限りではないというのは、私はほとんど不足があったときに補填するために基金を積み立てるというのではないかと思いますが、これ以外に「この限りではない」という言葉が入っていますが、どういう方向に使われていられるのか、その説明をお願いしたいと思います。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

お答えいたします。

平成30年から、議員もご存じのとおり、平成29年までは龍郷町が保険者として各医療機関へ診療報酬を払っておりましたが、平成30年から鹿児島県のほうに一括納付をして、鹿児島県のほうから診療報酬を払うということで、今現在、診療報酬の不足が生じたときに出すための基金というのが、実際にそぐわないということであるんですけれども、ここでいう「この限りではない」というのが、例えば、今、国民健康保険に加入している世帯への保険税率がありますけれども、それが過去医療費に基づいて県から納付金が決定されるんですけれども、それが、例えば、非常に医療費が多く使われる方が、重大な病気にかかってしまっていて、非常に医療費が大きくなって、将来にわたってその納付金が上がるであろうと。

上がった場合にこの保険料の税率を一気に上げるのが、ちょっと保険者に対して負担が非常にかかるといった状態になったときに、基金のほうから先に使いながら、徐々に徐々に保険税率を上げたりとか、そういうことを想定しております。

説明がちょっととなっているかどうかかわからないかもしれませんが、その保険税率の緩和させるために一応基金を持っておこうということでございます。

わかりますかね。

○8番（徳永義郎君）

今の場合は、恐らくその今、答弁された分も不足が生じた場合の中に入ってくるだ

ろうと思いますので、この条例の中の2条の中を見ると、「この限りではない」ということであれば、別にまた支払いの分があるのかどうか確認をしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

今の特に必要のある場合ということが想定されるのは、一般会計の繰り出しがあったときとか、どうしても今、担当課長が税率の問題とか、いろんな不足が生じるだろうと予想されたとき、一般会計からの繰り入れ、あるいは寄附金というものも想定されて、そういうものを基金のほうに積み立てるということで理解しておけばいいのかなと思っています。

通常であれば余剰金を積み立てるということですがけれども、そういういろんな想定の中で、国民健康保険事業に寄附金があったり、あるいは、一般会計からの繰り出しがあったりしたときの積み立てにまわす場合の特別な事情という、特に必要の場合ということで理解していただければと思います。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

それでは、支出の場合は今までどおりあれで不足を生じ、また入金があった場合のことで理解でよろしいんですね、基金のほうにですね。

わかりました。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第63号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第63号、龍郷町診療報酬支払準備基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第64号 龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第14、議案第64号、龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第64号、龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、非課税世帯の方が受給資格者登録を行なう際の非課税世帯であることを証する書類につきましては、これまでも公簿等での確認により省略を認めておりましたが、条例において明文化されておりませんでしたので、今回の条例の一部改正を行ない、明文化しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしました

いと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第64号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案64号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第64号、龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第65号 龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を 改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第15、議案第65号、龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第65号、龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、所得税法の改正により、本条例の中で引用している文言を変更する必要が生じたため、関係する条文を改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

確認ですけれども、改正前の控除対象者、控除対象配偶者の場合は、前は都会にいる家族の方が、その家族が生計できることの仕送りなどあった場合は、同じ対象者とみられましたが、この同一世帯の生計配偶者となるとこれが入ってこないのではないかと思います、それは間違いなく入ってこなくなるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

同一生計となりますので、恐らく入ってこないということで理解してかまわないと思います。

○8番（徳永義郎君）

そしたら今まである程度この家族が生計できる分の仕送りをしてきた人があっても、これはだめということですね、同じ家の中にいないとだめという理解でかまわないということですよ、その家の中でですね。

わかりました。

○議長（前田豊成君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第65号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第65号、龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第66号 龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定

△ 日程第17 議案第67号 龍郷町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定

△ 日程第18 議案第68号 龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

○議長（前田豊成君）

日程第16、議案第66号、龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定から、日程第18、議案第68号、龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第66号から議案第68号まで、関連いたしますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案第66号、龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、現在、生活排水処理事業特別会計事業は、官公庁会計として運用していますが、公営企業会計へ移行するよう国から要請されており、令和5年4月1日から地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計へ移行するために本条例の制定を行なうものでございます。

移行に伴い会計処理が現金主義から発生主義へと変更になりますが、事業内容としてはこれまでと大きな変更点はございません。

次に、議案第67号、龍郷町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、地方公営企業法第32号第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分の方法について定めるものでございます。

次に、議案第68号、龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方公営企業の一部適用に伴い、龍郷町特別会計条例より生活排水処理事業を削除し、龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計条例を一部改正し、龍郷町生活排水処理事業基金条例を廃止するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから一括して質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第66号から議案第68号までは、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第66号から議案第68号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから一括して討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから採決を行ないます。

この採決は、それぞれの議案ごとに起立によって行ないます。

まず、議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第66号、龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第67号、龍郷町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第68号、龍郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第69号 令和4年度龍南中学校長寿命化改修工事（建築本体）請負変更契約の締結

○議長（前田豊成君）

日程第19、議案第69号、令和4年度龍南中学校長寿命化改修工事（建築本体）請負変更契約の締結を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第69号、令和4年度龍南中学校長寿命化改修工事（建築本体）請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、令和4年7月4日に本議会の議決をいただき、竹山建設株式会社代表取締役、竹山博昭氏が受注し、現在工事を行っております。

工事着工前に現場にて設計図書に基づいた詳細な調査・協議を行ない、ガラス窓の補修工事追加など、必要な工事施工数量等を確定させたことにより、当初契約金額に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説

明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第69号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第69号、令和4年度龍南中学校長寿命化改修工事（建築本体）請負変更契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第70号 財産の取得

○議長（前田豊成君）

日程第20、議案第70号、財産の取得を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第70号、財産の取得についての提案理由をご説明申し上げます。

本件土地は、浦字弓城638番2ほか2筆、5,871㎡の土地でございます。

国道沿いの好立地であり、今後本町が計画する各種施策に活用できる見込みが大きいことから、先行して取得しようとするものでございます。

つきましては、土地所有者と不動産売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び龍郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

この財産取得ですけれども、今、取得した土地が5,871㎡、それとプラス今、土取り場ありますよね、健児保育所の横、その土取り場と、あと島育ち館がありますね、今現在町有地であります島育ち館、土取り場、それから今、財産取得しましたこの5,871㎡、合わせて全体で何平米になるのかと、今後の予定、どのような使用目的があるのか、併せてお答えください。

○土地対策課長（竹山智幸君）

お答えいたします。

島育ち産業館と現在土取り場、土取りを行なっています隣接する町有地、合計面積約1万7,551㎡でございます。

それと今回取得土地、5,871㎡を合わせまして、2万3,442㎡となります。

○町長（竹田泰典君）

この土地につきましては、所有者から売買の申し出があったということで準備を進めてまいりましたけれども、これまで、今現在、島育ち館というものを建設して、鋭意町の特産物を主体に進めているところですが、先ほど平岡議員からもありましたように、隣の土地、土取り場として今現在、土取りをやっているところでございます。

当然これまで進めてきたのは、第5次龍郷町総合振興計画、平成26年度から令和5年度までですかね、そういう長期総合振興計画がございますけれども、その中で、平成29年から令和3年度まで、龍郷町観光振興計画を龍郷町はしてございます。

そういう状況の中で、その後、その振興計画は奄美大島観光物産連盟に、奄美大島の中長期観光戦略というものに引き継いでございますけれども、そういう状況の中で、どうしてもこの土地は、今後龍郷町にとって大事な土地になるだろうと思います。

そういう状況の中で、以前、龍郷町観光振興計画というものがございまして、龍郷町を荒波地区というゾーニング計画がございました。

そういう状況の中で、荒波地区を歴史文化ゾーンと、そしてまた島育ち館周辺を商業ゾーンという区域をして整備をする。

それから赤尾木地区、赤徳地区をリゾートゾーンという色分けをしております。

そういう状況の中で、この状況は何としても取得をして今後整備を進めなければならぬと思っているところですが、そういう状況の中で、当初予算でも皆さんの議決をいただいて、今、温泉の電磁波の調査を行なっているところでございます。

この電磁波の関係も出てき、さらに今、そのゾーンの中で商業ゾーンとしての役割は十分果たせる位置にあると思っております。

これが民間の手に渡りますとなかなか厳しい状況にありますから、今回先行取得をして整備を進めたいと思っているところでございます。

私、2期目の公約の中に、複合施設という計画もありましたけれども、いろんな議論がございまして。

今後議会の皆さん、町民の皆さんとしっかりとこのゾーンを商業ゾーンとして生かしていきたいという思いがございまして。

それから議会の中からも、道の駅的なものは考えられないかという提言もいただいているところですが、そういうことも想定しながら、今後議会の皆さんと町民の皆さんしっかりと議論をし、商業ゾーンとしての位置づけをしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

今後この問題は町全体で、しっかりと町民の皆さんとも協議をしながら、このゾーンを生かしていきたいと思っているところでございます。

今、土取りを大変苦労しているところですが、これがきちんとなりますと、さっき1万何千平米という土地がそこにでき上がると、そうなりますと、しっかりと議論をし、整備を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（平岡 馨君）

今、私がお尋ねしようと思っていたことを全部町長が今、答えましたので、今後とも恐らく中心を担っていくだろうと思います。

この商業ゾーンがですね。

だから、年数ある程度かかるとは思いますけれども、ぜひ前向きな、今、町長が答弁

おっしゃったことをぜひ実現に向けてやっていただきたいと思います。
以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思
います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第70号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第70号、財産の取得は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第71号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第7号）

○議長（前田豊成君）

日程第21、議案第71号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第7号）を議題とい
たします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第71号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第7号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,127万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億7,949万7,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、土木費国庫補助金825万3,000円、衛生費国庫補助金344万3,000円、財政調整基金繰入金9,087万円などの増額となっております。

一方、歳出においては、総務費の総務管理費1,489万3,000円、土木費の道路橋梁費2,121万3,000円、教育費の保健体育費1,395万5,000円などを増額し、さらに現時点で予算の増減が必要な経費を調整し補正予算を編成してございます。

どうぞ審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

9ページの総務費の総務管理費の中の目の2の人事管理費の節の4ですか、共済費が、会計年度任用職員分が550万円、多額の額で年度途中で負担金が発生しているんですが、この内容と、何人分なのか。

それとあと2点ほどお願いします。

それと12ページの障がい者福祉の節の19の扶助費、この中の在宅重度心身障がい者等介護手当、当初予算で240万円ほど組ませていて、追加で174万円ですか、これの増加要因、これ多分在宅介護の手当が1世帯当たり6万円だったと思うんですが、単純に計算しますと約30件分ほど上がっているんですが、その増加内容の要因の説明と、もう一件です、17ページ、農業振興費の中の節の18、金額が388万円の飼料の、牛の餌ですね、飼料の価格高騰緊急対策補助金、この事業内容を教えていただきたいと思えます。

以上です。

○総務課長（岡江敏幸君）

9ページの目2の人事管理費、節4の共済費の550万円の内訳でございますけれども、これは会計年度任用職員の、これまで社会保険に加入していた件でございますが、10月から職員同様共済組合のほうへ移行しているということでの負担金でございます。

会計年度任用職員、約120名分の負担でございます。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

12ページの款3障害福祉費、節19の扶助費の中の在宅重度心身障がい者等介護手当、174万円の増額についてご説明いたします。

この手当につきましては、重度心身障がい児及びまた介護保険の受給者で、要介護認定が介護3以上の方で、在宅で介護されている方への介護手当となりますけれども、今回当初におきましては、令和3年度の実績をもとに少し多めに見込みましたが、その後、令和4年度に入りまして、在宅介護をされる方が徐々に増加をしております。

またこれは、この手当につきましては、1カ月支給の方もいらっしゃいますし、12カ月支給の方もいらっしゃいますので、それを見込みまして今回、174万円の増額ということで予算を計上しております。

以上です。

○農林水産課長（迫地政明君）

17ページの農業振興費の中の負担金補助及び交付金、市場価格高騰緊急対策補助金の内容についてでございますが、これは肥料高騰等、併せて今、飼料も高騰しているということで、その対策費用ということで、畜産農家がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々への肥料高騰対策の費用の補助でございます。

内容は、牛が約350頭、これにつきましては、一律1万円、1頭につき1万円、それから豚、これは母豚ですけれども、町内で10頭の母豚がおりまして、1頭につき1万8,000円、それから鶏、これは鶏でございます、鶏卵用、またブロイラーありますけれども、2,000羽町内でおります。

それで1羽当たり100円ということで、牛が総額350万円、豚が18万円、鶏が20万円と、合わせて388万円となっております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

4点ほど、まず10ページ、款、総務費の中の節、一番下、12委託料、バス停設置業務委託料の134万7,000円、この場所はどこなのかと、13ページ、民生費の電力、ガス、食料品等価格高騰緊急の節、負担金補助の20万円、額は小さいですが、家計急変世帯分の説明と、あと農林水産費の治山事業、19ページ、目、治山事業費の節、負担金補助及び交付金の500万8,200円の説明をお願い、もう一つ、21ページ、土木費の道路メンテナンス事業、節、工事請負費1,618万7,000円、橋梁補修工事請負の説明までお願いいたします。

○企画観光課長（勝元 隆君）

私のところから、まず10ページ、目の21、公共交通対策費のバス停設置業務委託料の増額でございますけれども、これにつきましては、一昨日田畑議員からも一般質問を受けておりますけれども、当初2カ所を予定しておったんですけれども、要望によりまして来年度の箇所を前倒しするという形にしております。

場所といたしましては、赤尾木で2カ所、久場で1カ所を予定しております。

以上です。

○農林水産課長（迫地政明君）

19ページ、治山事業費の負担金補助及び交付金、2件ございます。

1件が、県営県単治山事業負担金500万円でございますが、これは戸口地区向里という肥後染色の後ろの山、こちらは本来ですと来年度事業だったんですけれども、県のほうで予算が空きがあるということで、令和4年度繰越で令和5年度着工ということでございます。

全体事業費が5,000万円の10%の負担金ということで500万円。

それから、その次の緊急予防治山事業負担金、これは川内の下山田というところで

鉄筋の町営の住宅がありますが、その道を挟んで山手側のその山のところの治山事業でございます。

これが事業費が6,500万円に対して負担金が0.125%となっておりまして、6,500万円の事業費に対して8万2,000円の負担金となっております。

これも令和4年度の繰越ということで、令和5年度着工、完成ということになっております。

以上です。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

すみません、質問が前後して申し訳ありませんでした。

13ページ、15の電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の18、負担金補助の家計救援世帯分の20万円でございますけれども、これはちょっと名前が変わっておりますけれども、昨年からの引き続きの非課税世帯への一律の支援金の中にありますけれども、今年度課税世帯であっても今年の1月から10月、収入が著しく減少した世帯については、扶養人数にもよるんですけれども、収入金額がありまして、所得収入で見るとはありますが、それに該当する方については出しますよということですが、これは昨年もあったんですけれども、家計救援世帯、昨年の実績が3世帯ほどありましたので、今年は一応5万円ということで、一応4世帯分を補正であげさせていただきます。

○建設課長（井 一馬君）

21ページです。目5道路メンテナンス事業橋梁補修、14工事請負費の場所ということですが、場所は川内集落にございます山田橋と川内1号橋でございます。

当初は2,100万円で予定をしておりましたが、工法等をいろいろ積算をしたところ、予算が足りないということで、1,518万7,000円のうち上の委託料から28万7,000円組み替えをしております。

残り1,590万円に関しては、国に要望いたしまして補正予算として申請しております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

まずは10ページ、総務費、防災対策費の節18、この資格検定受検支援金、これはどういった資格、及び検定に対しての支援になるのか。

この資格検定、その対象となるものを教えてほしいと思います。

そして16ページの衛生費、母子衛生費、この扶助費500万円付いておりますが、これは国県支出金が非常に大きい事業でもあります。

どういった事業を導入して、どのような使い方、出産応援・子育て応援交付金ですので、その説明をお願いしたいと思います。

そして、22ページの消防費、この非常備消防費の修繕料が360万円ほどあがってきております。

この修繕の内容についての説明をお願いいたします。

もう一点が、25ページ、これは提案理由のほうでは、教育費の保健体育費が1,395万円と書いてあるんですが、これは恐らく提案理由のほうが間違いで、これは保健体育費じゃなくて給食センター運営費の間違いだと思うんですけども、この給食センター運営費の今回の管理委託料、蒸気配管工事費等々ありますけれども、今年度いろんな工事等を行なってきていると思うんですが、ちょっとこれのまた説明までお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

10ページの目8防災対策費の中の節の18の負担金補助及び交付金の31万5,000円の内訳でございますけれども、この説明のほうで資格検定受検支援費とございますが、これは防災士を、防災士の資格はこれまで福岡に行つて資格を取ることになってございましたけれども、来年郵貯主催の防災士の資格検定が本島内であるということで、それに向けて今回の職員を5名分、防災士の資格を取っていただきたいための支援金でございます。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

16ページ、目、母子衛生費の節19の扶助費ですけれども、出産子育て応援交付金ですけれども、これは妊娠期から出産、子育てまでの相談支援と経済的支援を一体として実施していく事業です。

予算としては10万円で50人分組んでおります。

支給のタイミングなんですけれども、まず妊娠届け出時に面談実施を行ないまして5万円、また出生届でから乳児の家庭全戸訪問までのあいだにまた面談実施を行ないまして、5万円交付するという事業です。

国が3分の2、県が6分の1、町は6分の1となっております。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

お答えします。

22ページ、非常備消防費、節10需用費、修繕料363万7,000円の内容ですが、主に消防用の防火水槽、あとは消防車の車検整備、あとは消防車庫の修繕等あります。

防火水槽につきましては、3件ほどちょっと漏水が確認されたものですから、底の部分じゃなくて上部のほうで漏水が確認されたものですから、3件分で290万円計上しております。

その防火水槽ですけれども築42、3年経過しておりまして、やっぱり老朽化も進んでいるというのを現状で把握している状況です。

あとは消防車両が、サイレンとかアンプ等、そのへんが故障もありまして、車検整備するときに修理しようかなと思っております。

あと車庫等で2カ所ほど赤い赤色灯が、これも老朽化により落ちていますので、整備、修理するような予定となっております。

以上です。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

25ページ、目の2給食センター管理運営費、12委託料及び14工事請負費の内容ですが、今年度の夏休み期間中に給食センターの蒸気配管工事を行ないましたが、天井裏の作業スペース不足や天井及び地下配管が想定以上に複雑であることが確認されまして、撤去及び設置に時間がかかっておりました。

そして、地下部の配管工事につきましては完了しておりますが、夏休み期間中に天井裏の配管工事を完了することができず、9月以降に工事を行なうことは、給食提供に影響もありますので、やむを得ずですが、来年の夏休みに引き続き工事を行なう予定としております。

その際に必要になってくる足場や溶接機器などの資材の運搬費などが発生しますので、工事費を増額としております。

それに伴いまして、工事が適切に行なわれているか管理監督を設計会社が行なうた

め、管理委託料を増額としております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

その提案理由の中で、保健体育費で出されているがというのは、それは提案理由は間違いないの。

項だから間違いないらしいです。

いいですか圓山議員。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

15ページの目の7ですけれども、放課後児童事業、節の22、176万4,000円の国県支出金等返還金ですか、これが出ているんですが、何か特別な事情があったのか、この理由説明と、あと20ページの土木費の中の土木総務費、節の12の委託料で420万円、分筆登記委託料が出ているんですが、この場所と、どういった理由で分筆されるのか。もう1カ所までお願いします。

26ページの公債費なんですけど、この中に元金が420万円と利息が、利子が140万円、合わせて560万円の補正が出ているんですけれども、年度当初の見込み違いなのか、年度途中でこれは見たことありませんので、それと繰上償還があったのか、何らかの理由があったんだろうと思うんですが、この説明をお願いいたします。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

15ページの目7放課後児童健全育成事業費の節22償還金利子及び割引料の中身ですけれども、これは令和3年度の子ども・子育て支援交付金の返還分でありまして、一応13事業のうち本町では6事業をやっております。

実績に伴って返還するというので、特に変わったことはありません。

○建設課長（井 一馬君）

20ページ、目1土木総務費、節12委託料420万円の内訳でございますが、現在、屋入赤尾木線の改良を進めておりますが、海浜地域の分がまだ分筆されておられませんので、その分筆分に230万円、町道の未登記部分がやっぱり昔の残っております、それで190万円と、合計420万円としております。

○総務課長（岡江敏幸君）

26ページの公債費の560万円の支出のご質問でございますけども、公債費の予算につきましては、過疎債、辺地債の繰越事業に係る元利償還金の影響で、当初予算から変動するため、例年年度途中で元利金の補正を行なっているところですが、今回特に元金の補正額が多い理由につきましては、令和4年5月に借り入れた緊急浚渫

債について措置期間を設けておらずに、今年から約300万円の元利償還が開始しているためでございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

教育費で2点ほど、22ページ、事務局費、節17備品購入の236万円の内訳説明と、24ページ、目、教員住宅管理費、一般財源からの節12委託料、この設計委託料の説明までお願いいたします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

22ページ、款の10教育費、項1教育総務費、2事務局費、17備品購入費ですが、各今、小学校からクーラーが故障しているという報告がございまして、3校分ですがクーラーを設置するための費用を計上しております。

それと来年度不足となりますタブレットを20台購入するための費用となっております。

続きまして、24ページ、目3教員住宅管理費、12の委託料ですが、来年度、龍南中学校区内にて教員住宅を1棟建設予定としております。

そのための設計委託料を計上してございます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

すみません確認ですけれども、10ページの目の20地域情報通信費の中の、これは恐らくデジタル放送のやつだろうと思いますが、スポット保守料が入っていますが、243万3,000円、これはどこのやつか説明をお願いしたいと思います。

それから14ページです。

目1児童福祉費の福祉総務費の中の節の10需用費の中の保育所防犯グッズが17万5,000円入っております。

これは公営だけの場合なのか、これは私立の保育所も含んでいるのか。

公立が今、認可が二つとへき地保育所が二つ、それから小規模保育所が二つあると思いますが、その全部の部分なのか、それにしてはちょっと額が少ないので、どういう防犯グッズのあれになっているのかお願いをします。

これは前、一応防犯の訓練も行ないまして、課長も見られているだろうと思いますが、その中で、今、何もない時期ですので、ぜひその時期に大事な子どもたちを預か

っている中で、この額で防犯が行なわれるのかどうか私ちょっと心配になったもので、確認をしたいと思います。

何でも良いものを至急にしてくださいと前からお願いはしているはずなんですが、今になっている状態なので、この説明をお願いしたいと思います。

それから、ページはまたがりますが、17ページの鳥獣被害のイノシシ買い上げ料が84万円と、その同じイノシシの買い上げ料が、林業振興費の中の目の2の報償費の中で、買い上げ料が60万円と、カラスの買い上げ料が2万4,000円になっております。

恐らく前のほうは11月15日から狩猟が解禁になっていきますので、その分が後ろのほうで、その前の分が私はこの84万円になっているのかなあとと思います。

それから、最近カラスの被害も多くなっています。

カラスの買い上げが22万4,000円になっていますが、ごみ置き場のほうなどにカラスが最近大量に増えているのが見えますが、その対策は今後やられていくのかどうか、その説明までお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

10ページでございます。

目20地域情報通信費、委託料の243万3,000円でございます。

議員ご指摘のとおり、これは難視区域のデジタル放送事業分のなんですけれども、今年度台風がございまして、11号と14号でございますけれども、それで地デジのドロップケーブル、要するに軒先までの引き込み線、これが台風の被害によって切れたりとかしていますので、これの補修の費用でございます。

地域は、これは町内一帯ということでございます。

以上です。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

14ページ、款3民生費の中の目1児童福祉総務費の節10需用費の保育所防犯グッズということで、今回17万5,000円計上させてもらっておりますけれども、当初予算で5,000円少し上げていまして、当初いろいろ提案あった防犯グッズがやっぱり高いんじゃないかというのがあったものですから、インターネット等見てこれいいなあというのであげていたんですけど、やはり買う場所、防犯を売っている店によって、やっぱり物があんまり使えなかったりとかあるということがありました。

それで今回17万5,000円補正していただいて、これ一応7カ所、私立も含めて全部の予算で、大体1カ所3万円程度になります。

この調整を今から各保育所と話をしてやっていきたいと思っております。

○議長（前田豊成君）

どんなのかい、どんな種類。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

一応ガンというか、網が出るやつとは思ってはいるんですけど、また保育所等によっては変わる可能性もあるので、それが大体2万5,000円ぐらいで買えるので、1回限りということで保育所とまたそのへんは調整していきたいと考えております。

○農林水産課長（迫地政明君）

17ページの鳥獣被害対策事業、これのまずイノシシ買い上げ料でございますが、これは国の事業でイノシシ買い上げ料というのがございまして、これは1頭当たり7,000円入ってきます。

これが当初50頭だったんですけど、捕獲頭数が今年度は増えているということで、120頭を新たに追加しております。

ですので、120頭掛ける7,000円分ということで、84万円国庫支出金にも計上してございます。

それから、もう一つの林業振興費のイノシシ買い上げ料でございますが、これは町単でございます。

やっぱり国の補助金では該当しない、例えば写真等不備があったりして、そういったもの、あるいは成獣でない子どものイノシシ、こういったものは補助の対象になっていませんので、そういったものに対応するために、同じ120頭分を追加してございまして、その町単分が5,000円ということで60万円の今回補正を行なったところで

それからカラスのほうの買い上げ料も、これも議員おっしゃるとおり被害が多い、あちこちで捕獲をしているところなんですけど、なかなか対策を講じても効果が現れないということがありますので、もう一度猟友会の方にもお願いして、獲っていただくようお願いしたということで、補正でまた新たに2万4,000円を追加したところで

以上です。

○8番（徳永義郎君）

カラスの買い上げ料もですが、前カラスを獲る柵が本茶峠のほうにあったかなと思いますが、今はどのようになっているのかの説明と、町長にお伺いいたします。

防犯グッズの件ですけれども、防犯グッズ、やっぱりこういうときに大事な時期に、子どもたちの預かる場所ではやっぱり防犯グッズ大事だろうと思います。

子どもたちの身を守るためにもですね。

私は早急にいくつかの防犯グッズは準備したほうがいいかなと思っておりますが、町長はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

カラスの捕獲柵と申しますか、箱については現在扱っておりません。
以上です。

○町長（竹田泰典君）

昨日、静岡県の裾野市で発生した子どもたちに体罰というんでしょうか、ああいう事件がございました。

そういう状況の中で、昨日、関係する保育所の、民間も含めて役場のほうにおいていただいてお話をしたところでございます。

今後、さくらの会というのが組織されているようでございまして、保育所の皆さんと意見交換をしたいという要望がございましたが、今、安心安全という立場から、そのあたりのことは十分今後フォローできるものじゃないかと思っているところでございます。

近々さくらの会の皆さんと意見交換、すみません、さくらんぼ会だそうです。

そういう申し入れがございましたので、望むところだという返事をさせたところでございます。

今後、安心安全につなげるためにしっかりとフォローをしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

すみません、ちょっと参考までに教えてほしいんですが、先ほど答弁ありましたけれども、19ページの農林水産業費の治山事業、これが県の県単事業であるんですが、負担率が10%の事業と0.125%、大変ありがたい負担率のこれ事業費負担率だと思うんですが、これは通常の事業においてもこれだけの負担率でこういった事業ができるものなのでしょうか、その1点だけお願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

通常の県単治山事業と申しますか、こういったものでは10%ということで、通常ですとそういった負担割合になると思うんですけれども、この下の緊急予防治山事業、大半は緊急性が高いものについて、県のほうで必要なところというところで選定をして、箇所については県のほうで選定と申しますか、箇所を選定をさせていただいて指定をしているというところで、今回、川内のほうが採用されたということでございます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第71号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第71号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

△ 日程第22 議案第72号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第22、議案第72号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第72号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8億3,058万円に、歳入歳出それぞれ454万円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億3,512万円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容としていたしましては、償還金の返還に伴い、ちょっと提案理由のミスプリントがございまして、診療支払基金よりということになっておりますけれども、これは繰越金として470万1,000円の増額、一般会計繰入金16万1,000円を減額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としていたしましては、令和3年度の実績に伴う普通交付金等各種交付金の償還金を459万8,000円を増額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第72号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第72号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第72号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第73号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（前田豊成君）

日程第23、議案第73号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議案となりました議案第73号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額1億739万7,000円に歳入歳出それぞれ70万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億809万9,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの繰入金12万6,000円、繰越金57万6,000円を増額計上しました。

一方、歳出の主な内容としましては、総務費7万4,000円、諸支出金57万6,000円を増額計上いたしました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第73号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第73号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第74号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正 予算（第2号）

○議長（前田豊成君）

日程第24、議案第74号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議案となりました議案第74号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額7億7,944万8,000円に歳入歳出それぞれ21万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億7,966万1,000円にしようとするもので

ございます。

歳入の内容としまして、一般会計からの繰入金21万3,000円を増額計上しました。

一方、歳出の内容としましては、本年8月の人事院勧告に基づいた給与改定に伴う人件費として、総務費13万1,000円、地域支援事業費8万2,000円を増額計上しました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第74号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第74号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第74号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

△ 日程第25 議案第75号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（前田豊成君）

日程第25、議案第75号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

大変失礼を申し上げました。

ただ今議題となりました議案第75号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,087万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入では合併処理浄化槽設置増に伴う国庫支出金292万9,000円の増額、歳出においては生活排水処理事業工事請負費292万9,000円等を増額しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

確認ですが、歳入のほうの目1の浄化槽市町村整備推進事業交付金の292万9,000円と、同じ歳出の中で、後ろのほうで6ページ、その中で生活排水処理事業費の中の施設整備費の中の工事費の額が、合併浄化槽工事請負が同額になっております。

これを見ますと、工事費が補助率100%と勘違いされるのも出てくるだろうと思います。

この内容の説明をお願いしたいと思います。

○生活環境課長（藤原 聡君）

お答えします。

令和5年4月1日より会計が変わります。

そのために1月いっぱい、今月末で工事を大体終了します。

それに伴いまして再度事業費の精査を行なったところ、補助金の確定がありましたので、今回増額、補助金の額が確定したために292万円の増額をいたしたところです。

補助金の額の確定がありましたので、当初2,720万2,000円を補助金として見込んでおりましたが、基数の増加とか工事費の増、それに加えて国庫補助の増額があったということです。

○8番（徳永義郎君）

今の説明ではほとんどわからない状態ですので、この額が一緒になるということは、普通に見たら補助率100%で良い事業だなあとと思うので、ほかに別の組み合わせがあってこの額にぴったり合ったのか。

それから今の答弁によりますと、1月から3月はもう事業がないということの理解で自分たちはするんですけども、新築した人がそのときに造らないと、新築の人はその新築の家に入れないわけですから、やっぱり3月31日まではしっかり事業をするのが自分は当たり前ではないかと思いますが、その件についてはどのような、もう一度説明をお願いします。

○生活環境課長（藤原 聡君）

見込みで予算は計上し、なるべく新築には支障を来さないように、それから改築に関しましては、ちょっと時間を延ばしていただくようお願いをしております。

議員がさっきおっしゃった支障が生じるというのがありますが、さっきも言いましたけれども会計が変わりますので、一応起債も決定しています、起債の額も、一応補助金を、最初が過少の補助金だったものですから、補助金が確定したことによって補助金を増額したということです。

多分議員がおっしゃるみたいに100%補助というのはないものですから、その調整の意味だと。

○議長（前田豊成君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（前田豊成君）

再開いたします。

○生活環境課長（藤原 聡君）

お答えします。

歳入が補助金が292万9,000円、それと工事費が292万9,000円と同額ですけれども、これはたまたま補助金の額が決定したのと、工事費が同じになったということです。

それと総額歳入歳出を合わせるために、補助金の確定がなりましたので、たまたま一緒になったということです。

○議長（前田豊成君）

たまたま合ったということでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第75号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第75号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議案第76号 令和4年度龍郷町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（前田豊成君）

日程第26、議案第76号、令和4年度龍郷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第76号、令和4年度龍郷町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的支出の予定額を補正するものでございます。

主な内容は、収益的収入においては、一般会計補助金を41万3,000円減額し、収益的支出においては消費税及び地方消費税を400万円増額し、現時点で予算の増減が必要な経費を調整し、補正予算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第76号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第76号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第76号、令和4年度龍郷町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 議員派遣の件

○議長（前田豊成君）

日程第27、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

△ 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前田豊成君）

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回龍郷町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 前 田 豊 成

龍郷町議会議員 田 畑 浩

龍郷町議会議員 平 岡 馨